

## 《資料 1》

「経済特区及び沿海の 14 港湾都市の企業所得税及び工商統一税の軽減、免除に関する中華人民共和国国務院の暫定規定」

(1984 年 11 月 15 日国務院公布)

深圳、珠海、廈門、汕頭の 4 経済特区及び大連、秦皇島、天津、煙台、青島、連雲港、南通、上海、寧波、温州、福州、広州、湛江、北海など沿海の 14 港湾都市における対外経済協力と技術交流の拡大、外資の誘致、先進技術の導入、社会主義現代化建設の加速に資するために、外国及び香港・マカオ等の地区の会社、企業及び個人（以下「外国投資家」という。）が、上記の特区及び都市において投資し、中外合弁経営企業、中外合作経営企業及び外国投資家独立経営企業を設立することにつき、企業所得税及び工商統一税を軽減、免除する優遇措置を与える。

### 1. 経済特区

- (1) 経済特区（以下「特区」という。）内に設立された中外合弁経営企業、中外合作経営企業、外国投資家独立経営企業（以下「特区企業」という。）が生産・経営に従事して得た所得及びその他の所得については、15%の軽減税率で企業所得税を徴収する。このうち、工業、交通運輸業、農業、林業、牧畜業等の生産業務に従事し、経営期間が 10 年以上のものについては、企業が申請し、特区の税務機関が許可すれば、利益を計上し始めた年度から起算して、1 年目と 2 年目は所得税を免税する。3 年目から 5 年目までは所得税を半減する。サービス業に従事し、外国投資家の投資金額が 500 万米ドルを超え、経営期間が 10 年以上のものについては、企業が申請し、特区の税務機関が許可すれば、利益を計上し始めた年度から起算して、1 年目は所得税を免除し、2 年目と 3 年目は所得税を半減する。
- (2) 特区企業から徴収する地方所得税について、軽減、免除の優遇措置を与える必要がある場合には、特区の人民政府が決定する。
- (3) 特区の中外合弁経営企業の外国投資家が、企業から得た利益を国外に送金する場合には、所得税を免税する。
- (4) 外国投資家が中国国内に機構を設立せず、特区に源泉を有する配当、利息、賃貸料、特許権使用料及びその他の所得がある場合には、法により所得税を免除するときを除き、すべて 10%の軽減税率で所得税を徴収する。このうち、資金、設備を提供する条件が特に良く、又は移転される技術が先進的である場合において、更に多くの減税及び免税の優遇措置を与える必要があるときは、特区の人民政府が決定する。
- (5) 特区の企業が輸入する貨物について、工商統一税を徴収すべき場合には、特区の境界管理が確立されるまでは、生産に必要な機器設備、原材料、部品、交通手段及びその他の生産手段に属するものについては、工商統一税を免除する。国が輸入を制

限している交通手段、耐久消費財に属するものについては、規定どおり工商統一税を徴収する。輸入する各種の鉱物油、たばこ、酒及びその他の各種生活用品については、税法に規定する税率を半減して工商統一税を徴収する。特区の境界管理が確立した後は、輸入する各種の鉱物油、たばこ、酒については、従来どおり税法に規定する工商統一税の税率を半減して税金を徴収し、その他の輸入貨物については、すべて工商統一税を免除する。外国投資家個人が携帯して輸入する自家用のたばこ、酒、旅行荷物及び家財道具については、適正な数量内で工商統一税を免除する。

- (6) 特区企業が生産する輸出製品については、国が輸出を制限し、又は別の定めのある少数の製品を除き、すべて工商統一税を免除する。
- (7) 特区企業が生産する製品が、当該特区内で販売される場合には、各種の鉱物油、たばこ、酒等については、税法に規定する税率を半減して工商統一税を徴収する。特区の人民政府は、少数の製品について、規定どおり工商統一税を徴収するか、軽減して徴収するかを独自に決めることができる。その他の製品については、すべて工商統一税を徴収しないものとする。
- (8) 特区企業が工商統一税を軽減、免除する輸入貨物又は特区で生産する製品を内地に運送する場合には、内地に入ったときに、税法の規定により工商統一税を追徴しなければならない。外国投資家が特区から内地に入るときに携帯する自家用の旅行手荷物は、適正な数量内で工商統一税を免除する。
- (9) 特区企業が商業、交通運輸業、サービス業に従事して得た収入については、税法に規定する税率により工商統一税を徴収する。銀行、保険業に従事して得た収入については、3%の税率で工商統一税を徴収する。上記の企業について、創立初期に、期限を定めて工商統一税の軽減、免除の優遇措置を与える必要がある場合には、特区の人民政府が決定する。
- (10) 広東省海南行政区内に設立された中外合弁経営企業、中外合作経営企業、外国投資家独立経営企業の企業所得税及び工商統一税の軽減、免除については、特区の関係規定により処理する。

## 2.14 の沿海港湾都市の経済技術開発区

- (1) 経済技術開発区（以下「開発区」という。）内に設立された中外合弁経営企業、中外合作経営企業、外国投資家独立経営の生産型企業（以下「開発区企業」という）が、生産、経営に従事して得た所得及びその他の所得については、15%の軽減税率で企業所得税を徴収する。このうち、経営期間が10年以上のものについては、企業が申請し、市税務機関が許可すれば、利益を計上し始めた年度から起算して、1年目と2年目は所得税を免除し、3年目から5年目までは所得税を半減する。
- (2) 開発区企業から徴収する地方所得税について、軽減、免除の優遇措置を与える必要がある場合には、開発区所在地の人民政府が決定する。

- (3) 開発区の中外合弁経営企業の外国投資家が、企業から得た利益を国外に送金する場合には、所得税を免税する。
- (4) 外国投資家が中国国内に機構を設立せず、開発区に源泉を有する配当、利息、賃貸料、特許権使用料及びその他の所得がある場合には、法により所得税を免除するときを除き、すべて10%の軽減税率で所得税を徴収する。このうち、資金及び設備を提供する条件が特に良く、又は移転される技術が先進的である場合において、更に多くの減税、免税の優遇措置を与える必要があるときは、開発区に属する人民政府が決定する。
- (5) 開発区企業が輸入する自家用の建築材料、生産設備、原材料、部品、エレメント、交通手段及び事務用品については、工商統一税を免除する。開発区企業が輸入した免税の原材料、部品、エレメントを用いて加工した製品を国内販売する場合には、使用した輸入材料及び部品について、規定どおり工商統一税を追徴する。
- (6) 開発区の企業が生産する輸出製品については、国が輸出を制限する製品を除き、工商統一税を免除する。国内販売製品については、規定どおり税金を徴収する。
- (7) 開発区企業で働き、又は開発区内に居住する外国投資家の関係者が、携帯して輸入する自家用の家財用品及び交通用具については、市の開発区管理委員会の証明文書に基づき、適正な数量内で工商統一税を免除する。

### 3.14 の沿海港湾都市の旧市街区及び汕頭、珠海、廈門市の市街区

- (1) 14 の港湾都市の旧市街区及び汕頭、珠海、廈門市の市街区（以下「旧市街区」という。）内に設立された中外合弁経営、中外合作経営、外国投資家独立経営の生産型企业（以下「旧市街区企業」という。）で、技術集約型、知識集約型のプロジェクト、又は外国投資家の投資金額が3000万米ドル以上で投資の回収期間が長いプロジェクト、又はエネルギー、交通、港湾建設のプロジェクトに属するものについては、財政部の許可を経て、15%の軽減税率で企業所得税を徴収する。前項の減税条件を具備していないが、次の業種に属する旧市街区企業については、財政部が認可した後に、税法に規定する企業所得税税率の80%の税を徴収することができる。

機械製造、電子工業

冶金、化学、建築材料工業

軽工業、紡織、包装工業

医療器械、製薬工業

農業、林業、牧畜業、養殖業及びこれら業種の加工工業

建築業

旧市街区企業に対して企業所得税を軽減、免除する場合には、上記の優遇税率に従って、中外合弁経営企業所得税法及び外国企業所得税法に定める期間と範囲に基づいて、実施しなければならない。

- (2) 旧市街区企業から徴収する地方所得税については、軽減、免除の優遇措置を与える必要がある場合には、市人民政府が決定する。
- (3) 外国投資家が中国国内に機構を設立せず、旧市街区に源泉を有する配当、利息、賃貸料、特許権使用料及びその他の所得がある場合には、法により所得税を免除するときを除き、すべて10%の軽減税率で所得税を徴収する。このうち、資金、設備を提供する条件が特に良く、又は移転される技術が先進的である場合において、更に多くの減税、免税の優遇措置を与える必要があるときは、市人民政府が決定する。
- (4) 旧市街区企業が投資として輸入し、又は追加投資として輸入する当該企業の生産用設備、営業用設備、建築用材料並びに企業の自家用の交通手段及び事務用品については、工商統一税を免除する。
- (5) 旧市街区企業が生産する輸出製品については、国が輸出を制限する製品を除き、工商統一税を免除する。国内販売製品については、規定どおり税金を徴収する。
- (6) 旧市街区企業が輸入する原材料、部品、エレメント、包装材料等で、輸出製品の生産に用られる部分については、工商統一税を免除する。国内販売製品の生産に用いられる部分については、規定どおり税金を徴収する。
- (7) 旧市街区企業で働き、又は居住する外国投資家の関係者が携帯して輸入する自家用の家財道具及び交通手段については、市人民政府の主管部門の証明文書に基づき、適正な数量内で工商統一税を免除する。

#### 4．施行期日

この規定の所得税に関する軽減、免除は、1984年から施行し、工商統一税に関する軽減、免除は、1984年12月1日から施行する。

## 《資料 2》

### 「国務院の国家高技術産業開発区と関係する政策決定に関する通知」

(1991年3月6日国務院公布)

各省、自治区、直轄市人民政府、国務院各部委員会、各直屬機構あて

「中国共産党中央委員会の科学技術体制改革に関する決定」に基づき、ここ何年間か、多くの知識・技術の集約型大中型都市と沿海地区で幾つかの高技術産業開発区を建立し、我国のハイテク産業の発展を促進してきた。「中国共産党中央委員会の国民経済と社会発展十年計画と“八五”計画の制定に関する決議」中の“‘火炬(たいまつ)’計画の実施を引き続き推進し、高技術産業区を成功させる”精神を貫徹し、高技術産業区の発展を加速するため、国務院は98年北京市高技術産業開発試験区の認可の後に引き続き、各地に既にハイテク開発区を建立してきた中、さらに幾つかの開発区を選定し国家高技術産業開発区とし、並びに相応する優遇政策を与える。ここに以下のように通知する。

1. 国務院は国家科学技術委員会の審査決定を経て以下に掲げる二十一の高技術産業開発区を国家高技術産業区と認可する。

武漢東湖高技術産業開発区、南京浦口高技術外向型開発区、瀋陽市南湖科学開発区、天津高技術産業園区、西安市高技術産業開発区、成都高技術産業区、威海火炬高技術産業開発区、中山火炬高技術産業開発区、長春南湖南嶺高技術園、ハルビン高技術産業開発区、長沙高技術開発試験区、福州市科学園、広州天河高技術産業開発区、科学園、重慶高技術産業開発区、杭州高技術産業開発区、桂林高技術産業開発区、鄭州高技術開発区、蘭州寧臥庄高技術産業開発試験区、石家庄高技術産業開発区、済南市高技術産業開発区。

2. 上海漕河涇新興技術開発区、大連市高技術産業園、**深圳**科学園、厦門火炬高技術産業開区、海南国際科学園を経済技術開発区、経済特区内に別に設置し、また国家級高技術産業開発区と確定する。

3. 国務院は国家科学技術委員会に各国家高技術産業開発区の地区範囲、面積、並びに管理の一体化と具体的指導の審査決定の責任を授権する。

4. 国務院は国家科学技術委員会制定の「国家高技術産業開発区高技術企業の認定条

件と規則」( 付属文書 1 )、「国家高新技術産業区の若干の政策に係る暫定規定」( 付属文書 2 )と国家税務局制定の「国家高新技術産業開発区の税收政策の規定」( 付属文書 3 )を認可し、それに従い執行する。

5 . 北京市新技術産業開発実験区は、固定資産投資の規模管理、輸出外貨獲得を現行規定に基づき執行するほか、その他は依然「北京市新技術産業開発試験区暫定条例」に基づき執行する。

我国自らの科学技術力に依拠し、高新技術の成果の商品化、産業化を促進し、迅速な産業の構成、伝統産業改造の促進、労働生産率の向上、国際競争力の増強に対し、重要な意義を有する。各地区、各関係部門は高新技術産業開発区に対し指導を強化し、強力に協力し、国家の関係する政策規定に基づき、我国高新技術産業の健全な発展を促進する。

#### 付属文書 1

##### 国家高新技術産業開発区高新技術企業認可決定条件と規則

第 1 条 國務院認可の国家高新技術産業開発区の関係する政策決定を実施し、我国の高新技術産業の発展を推進するため、本規則を制定する。

第 2 条 国家高新技術産業開発区( 以下「開発区」と略す。 ) 内の高新技術企業は、本規則に基づき認定する。

第 3 条 省、自治区、直轄市、計画単列市科学技術委員会( 以下「省、市科委」と略す。 ) は省、自治区、直轄市計画単列市人民政府が管理する開発区内の高新技術企業認定業務の主管機関とし、本規則の実施を監督する責任を負う。開発区弁公室は人民政府の指導と省、市科委の指導監督の下、高新技術企業の審査認定の具体的手続きをする。

第 4 条 世界の科学技術発展の現状に基づき、高新技術の範囲を以下のように定める。

- ( 1 ) マイクロエレクトロニクスと電子情報技術
- ( 2 ) 空間科学と航空宇宙飛行技術
- ( 3 ) 光電子科学と光メカトロニクス技術
- ( 4 ) 生命科学とバイオテクノロジー
- ( 5 ) マテリアル科学と新マテリアル科学
- ( 6 ) エネルギー科学と新エネルギー、高能率省エネルギー技術
- ( 7 ) 生態科学と環境保護技術
- ( 8 ) 地球科学と海洋プロジェクト技術
- ( 9 ) 基本物質科学と放射技術
- ( 10 ) 医薬科学と生物学プロジェクト
- ( 11 ) その他伝統産業の基礎の上に新工学、新技術を応用するもの。

本高技術範囲は国内外の高技術の不断の発展に基づき補充と修正が行われ、国家科学技術委員会により公布する。

第5条 高技術企業は知識集約型、技術集約型の経済実態である。開発区内の高技術企業は、以下に掲げる条件を有していなければならない。

- (1) 本規則第四条規定範囲の一種類或いは多種類の高技術及びその製品の研究、開発、生産と経営業務に従事する。単純な商業経営は除く。
- (2) 独立決算、自主経営、損益に対する自己負担を実行する。
- (3) 企業の責任者は本企業の製品の研究、開発、生産と経営に熟知した科学技術人員であり、且つ本企業の専従者である。
- (4) 大卒以上の学歴を有する科学技術人員が企業職員総数の30%以上を占め、高技術製品研究、開発に従事する科学技術人員は企業職員総数の10%以上を占めていなければならない。高技術製品生産或いは集約型高技術企業のサービス業務に従事する場合、大卒以上の学歴を有する科学技術人員は企業職員総数の20%以上を占める。
- (5) 十万元以上の資金を有し、並びにその業務規模に相応する経営場所と設備を有する。
- (6) 高技術及びその製品研究に用いる開発経費は本企業の毎年の総収入の3%以上を占めなければならない。
- (7) 高技術企業の総収入は、一般に技術的な収入、高技術製品の生産額、一般技術の生産額と技術に関する貿易により構成する。高技術企業の技術に関する収入と高技術製品生産額の総合は本企業当年収入の50%以上を占めなければならない。

技術に関する収入とは高技術企業により行われる技術コンサルティング、技術譲渡、技術出資、技術サービス、技術研修、技術プロジェクト設計と請負、技術輸出、導入技術の消化吸収及び試作製品の収入を指す。

- (8) 明確な企業定款と厳格な技術、財務管理制度を有する。
- (9) 企業の経営機関が十年以上である。

第6条 高技術企業を設立する場合、開発区弁公室へ申請を提出しなければならない。開発区弁公室の査定の後、省、市科委により認可し並びに高技術企業証書を発給する。

第7条 開発区弁公室は定期的に本規則第五条の規定の条件に基づき、高技術企業に対し審査を行わなければならない。上述の条件に符合しない高技術企業は、国家高技術産業開発区の各政策規定を受けられない。

第8条 高技術製品の期限は一般に5年以内とする。技術周期の比較的長い高技術製品は認可を経て7年まで延長することができる。

第9条 高技術企業の経営範囲の変更、合併、分立、転業、移転或いは業務休止の場合、開発区弁公室の審査を経て、並びに工商、税務等の部門に相応の登記手続きしなければならない。

第10条 開発区内では、国家规定に基づき行政事業費を全て削減し、経済的に自立した全民所有制の科学研究単位を実行し、本規則第五条規定の条件に符合する場合、開発区弁

公室の審査を経て、高技術企業へ転向することができる。

第 11 条 本規則は国家科学技術委員会公布の「高技術、高技術企業に関する認定条件と標準の暫定規定」に替わる。

第 12 条 各省、市科委は本規則により実施細則を制定しなければならない。現在の実施細則が本規則と符合しない場合、本規則に基づき修正しなければならない。

第 13 条 本規則は国家科学技術委員が解釈と修正の責任を負う。

第 14 条 本規則は国务院の認可の日より実施する。

## 付属文書 2

### 国家高技術産業開発区の若干の政策にかかる暫定規定

第 1 条 我国の高技術産業開発区の更なる育成と、高技術産業の発展を推進するため、本規定を制定する。

第 2 条 本規定は高技術産業開発区内の国家科学技術委員会制定の「国家高技術産業開発区高技術企業認可決定条件と規則」に基づき認定した高技術企業に適用する。

第 3 条 本規定は税収政策を除く各優遇政策を含む。

第 4 条 輸入貨物の関税優遇問題に関して以下の規定に基づき手続きする。

( 1 ) 高技術産業区で開業する高技術企業は、輸出製品の生産のために輸入する原材料と部品のための輸入許可証の受領を免除し、税関は輸出契約及び高技術産業開発区の認可文書に基づき通関する。

( 2 ) 税関の認可を経て、高技術企業は高技術産業開発区内に保税倉庫、保税工場を設立できる。税関は加工貿易の関係する規定に基づき、実際の加工輸出数量をもって、輸出関税と輸入一環製品税、増値税を免除する。

( 3 ) 高技術企業が生産する輸出製品は、国家が輸出を制限している或いは別途規定する製品以外、輸出関税を免除する。

( 4 ) 保税貨物を国内販売する場合、元の認可部門と税関の許可を経て、並びに規約通りに納税しなければならない。その中で国家が割当額と輸入許可証管理を実行する製品は、国家の関係する規定に基づき輸入手続きを補足申請し輸入許可証を受領する必要がある。

( 5 ) 高技術企業が高技術開発で国内において生産できない計測機器と設備を用いる場合、審査認可部門の認可文書に基づき、税関の審査を経て、輸入関税を免除する。税関は必要と認められた時高技術産業開発区内に機構を設置し或いは監督管理グループを派遣し、輸出貨物に対し管理を行う。

第 5 条 輸出入業務に関する規定

( 1 ) 経済貿易部の認可を経て、高技術製品の国際市場進出を推進するため、高技術産業開発区内に技術輸出入会社を設置することができる。

( 2 ) 国家の関係する規定に基づき、輸出業務の展開に比較的優良な高新技術企業に対し  
対外貿易経営権を授与できる。業務の必要に基づき、関係部門の認可を経て、高新技術  
企業は国外に支部を設立できる。

#### 第 6 条 資金融資に関する規定

( 1 ) 銀行は高新技術企業に対し積極的に支持し、その開発と生産建設に必要な資金をで  
きる限り手配する。

( 2 ) 銀行は高新技術産業開発区へ一定限度の長期債券の発行を手配し、一般から資金を  
調達し高新技術産業の開発を支持する。

( 3 ) 関係部門は高新技術産業開発区にベンチャー基金を建立し、リスクの比較的大きな  
高新技術製品開発に用いることができる。条件の比較的成熟した高新技術産業開発区内  
にベンチャー投資会社を設立できる。

第 7 条 高新技術企業の生産、経営の基本建設プロジェクトは、統一の計画に基づき建設  
を行い、当該地の固定資産投資規模の納入を優先する。

第 8 条 当該地人民政府の認可を経て、高新技術企業は国家の重点建設債券の購入を免除  
する。

第 9 条 高新技術企業が開発した高新技術製品は、全て各プロジェクトの指標が同種の輸  
入製品のレベルに達し、並びに一定の生産規模を有し、国家科学技術委員会と関係部門  
の審査決定の後、国家輸入制限目録に入れられ、並びに現行の輸入管理規則に基づき輸  
入制限する。

第 10 条 高新技術企業が開発した国家の価格制限（国家の定価と国家の指導を含む）内の  
新製品は、特定品種を除き物価部門へ定価を報告するほか、規定の試販売期間において、  
企業は自ら試販売価格を制定し、並びに物価部門と業務主管部門へ報告記録する。国家  
の価格制限に属さない高新技術製品の経営の場合、企業は自ら価格を定めることができ  
る。

第 11 条 高新技術企業の高新技術開発と高新技術製品生産に用いる計測機器、設備は短期  
間で減価償却することができる。

第 12 条 中央の財政に影響を与えない部分で、当該地人民政府の認可を経て、高新技術産  
業開発区中の高新技術企業の納付する税金は、1990 年を基数とし、新たに増加した部分  
は全て高新技術産業開発区へ返還し、開発区の建設に用いる。

第 13 条 高新技術企業と商務、技術人員が一年以内にたびたび出国する場合、車弁発 [ 1990 ]  
9 号文書に基づき執行する。

第 14 条 各地区、各部門は職員募集をする際、企業の大学生、研究生、留学生と帰国専門  
家に対する需要を優先し考慮する。

第 15 条 国家の認定を経た高新技術開発区所在の省、自治区、直轄市或いは計画単列市の  
人民政府は本規定に基づき具体的実施規則を制定する。

第 16 条 国家科学技術委員会と関係部門は定期的に高新技術産業開発区へ検査を行う。そ

の中で管理が妥当でない或いは進展の遅い国家高技術産業開発区に対し、その優遇政策の実行を中止し、その国家高技術産業開発区の資格を取り消す。

第 17 条 本規定は国家科学技術委員会と関係部門が解釈に負担を負う。

第 18 条 本規定は國務院認可の日より執行する。

### 付属文書 3

#### 国家高技術産業開発区の税収政策の規定

( 国家税務局 1991 年 3 月 )

第 1 条 我国の高技術産業の健全な発展を促進し、高技術産業開発区の建設を更に推進するため、本規定を制定する。

第 2 条 本規定の適用範囲は、國務院認可を経て設立した高技術産業開発区（以下「開発区」と略す。）内で認定された高技術企業（以下「開発区企業」と略す。）に限定する。

第 3 条 開発区と開発区企業の認定条件と標準、高技術及びその製品の範囲は、国家科学技術委員会が制定する統一の規定に基づき執行する。

第 4 条 開発区企業は認定された日より、15%の税率に基づき所得税徴集を減税する。

第 5 条 開発区企業輸出製品の生産額は当年の総生産額の 70%以上に達した場合、税務局の審査決定を経て、10%の減税税率で所得税を徴収する。

第 6 条 新しく設立した開発区企業は、企業申請、税務機関の認定を経て、生産を稼働した年度より 2 年間所得税を免除する。

新しく設立した中外合弁経営の開発区企業に対し、合弁経営期間が 10 年以上の場合、企業申請、税務機関の認可を経て、利益を計上した年度より先 2 年間所得税を免除する。

経済特区と経済技術開発区の地域範囲内の開発区企業が外商投資企業の場合、特区或いは経済技術開発区の各税収政策を執行し、前二項規定の制限を受けない。免税期限満了後、納税が確実に困難と認められた場合、認可を経て一定期間内適当な免税優遇を与える。

第 7 条 国内資本で設立した開発区企業に対し、その技術譲渡及び技術譲渡過程に発生した技術譲渡と関係する技術コンサルタント、技術サービス、技術研修の所得、年純利益収入が 30 万元以下の場合、暫定的に所得税を免除できる。30 万元を超えた部分は、適用税率に基づき所得税を徴収する。“火炬（たいまつ）”計画範囲内に属する高技術製品に対し、新製品が全て減税免税条件並びに規定に基づく製品税、増値税の減税免税のプロジェクトに符合する場合、技術開発に専門的に用いることができ、所得税を徴収しない。

第 8 条 国内資本で設立した開発区企業の減税或いは免税の税率は統一に国家扶助基金とし、単独に清算し、関係部門により監督し、高技術及び製品の開発に専門的に用いる。

第 9 条 開発区企業が共同経営企業に属する場合、その投資方へ分配する利潤は、投資方

企業の財務体制に基づき、開発区納税の税金を差し引いた後、所得税を追加納付或いは利潤を引き渡さなければならない。

第 10 条 国内資本で設立した開発区企業は、一律に国家現行規定に基づき賞与税を納付する。但し以下に属するものは、単発的な奨励金とし、資金税を徴収しない。

( 1 ) その保留する技術譲渡、技術コンサルタント、技術サービス、技術研修の純収入の中から賞与の 15%を超えない部分。

( 2 ) 高新技術製品の輸出企業が、国家规定に基づき輸出奨励金の中から職員に発給した賞与の 1.5 ヶ月分の標準給与を超えない部分。

( 3 ) 国家が規定するその他の免税賞与に符合するもの。上述 ( 一 ) ( 二 ) の 2 項目を合計し計算した一年間の人平均免税賞与額が 2.5 ヶ月分の月標準給与に足りない場合、2.5 ヶ月分の月標準給与に基づき税を計算し差し引く。2.5 ヶ月分の月標準給与を超える場合、実際の免税賞与に基づき税を計算し差し引く。

第 11 条 国内資本で設立した開発区企業は自己調達した資金で技術開発と生産経営用家屋を建設する場合、国家の産業政策に基づき建設税 ( 或いは投資方向調節税 ) の免税を確定する。

第 12 条 開発区企業の貸付金は、一律所得税を徴収した後返還する。

第 13 条 開発区内の開発区の企業でないものは、国家現行の税收政策規定に基づき執行し、本規定を執行しない。現在認定されている開発区企業の状況に変化が生じ、既に開発区企業条件の標準に符合しない場合、本規定を執行しない。

第 14 条 過去の本規定と関係ある税收政策は全て一律廃止し、本規定に基づき執行する。

第 15 条 本規定は国家税務局が解釈に責任を負う。

第 16 条 本規定は国务院認可の日より執行する。

《資料3》

北京經濟技術開發区条例

(1995年4月14日北京市第十期人民代表大会常務委員会第十六回會議にて採択)

第1章 総則

第1条 北京經濟技術開發区の建設を加速し、本市の對外開放を促進し、国内外の經濟技術との合作と貿易を發展するため、国家の法律、法規の關係する規定に基づき、本市の實際情況と照らし合わせ、本条例を制定する。

第2条 本条例は國務院の認可により設立した北京經濟技術開發区(以下「開發区」という。)に適用する。

第3条 本市は国内外の企業事業單位、その他の經濟組織と個人(以下「投資者」と総称する。)が開發区内においてハイテク企業、先進技術企業と製品輸出企業を投資設立することを奨励する。投資者が開發区において産業結合の調整、輸出貿易拡大と大中型国有企業の技術改革に有利な工業プロジェクト及び科学技術プロジェクトの投資建設を奨励する。

第4条 開發区において立ち後れた技術、時代遅れの設備、国家と本市の環境保護標準に關係する項目に達していないもの及び国家と本市の禁止するその他のプロジェクトは設立することができない。

第5条 開發区はインフラが完備し、社会主義市場經濟体制が要求する高効率の運営管理規制を有していなければならない、良好な投資環境を創造する。

第6条 開發区の土地は徴用を経た後、有償使用する。土地使用權は法に基づき無償・有償譲渡できる。投資者は開發区の計画に基づき、法に基づき土地を開發投資できる。

第7条 投資者の開發区における投資、収益とその他の合法的な權益は、中華人民共和国の法律、法規の保護を受ける。開發区のいかなる單位と個人も、中華人民共和国の法律、法規とその他の關係する規定を遵守しなければならない。

第2章 管理機構

第8条 市人民政府は北京經濟技術開發区管理委員会(以下「開發区管委會」という。)を設立し、市人民政府の代表は開發区に対し統一の指導と管理を行う。

第9条 開發区管委會は以下の職權を行使する。

- (1) 開發区における国家の法律、法規と産業政策の貫徹実施を保證する。
- (2) 開發区の總体的な企画と經濟、社会發展計画を編成し、市人民政府の認可を経た後に組織実施する。
- (3) 開發区の行政管理規定を制定並びに組織実施する。
- (4) 規定權限審査に基づき、開發区の各種投資プロジェクトを認可する。

- ( 5 ) 開発区の総合的な計画の規定に基づき、開発区の土地に対し統一管理を行う。
- ( 6 ) 開発区の各インフラと公共施設を統一に企画、管理する。
- ( 7 ) 開発区の財政収支を管理する。
- ( 8 ) 開発区の輸出入事務を管理する。
- ( 9 ) 開発区の渉外事務を管理する。
- ( 10 ) 開発区の工商行政、労働、人事、統計、物価、技術監督、都市建設、不動産、環境保護、環境衛生、公安、司法行政と計画出産等の行政業務を管理する。
- ( 11 ) 開発区の教育、文化、衛生、体育等の社会公益事業を計画、管理する。
- ( 12 ) 関係部門が開発区に設置した支部の業務を監督、検査、協力する。
- ( 13 ) 市人民政府が授与するその他の職権

第 10 条 開発区管委会は必要な職能機構を設置でき、開発区の事務に対し管理を実行し、投資者にサービスを提供する。人民政府の関係部門は開発区管委会の業務に支持と協力しなければならず、開発区管委会職能機構の業務に対し指導を強化する。

第 11 条 本市の関係部門が開発区において支部を設立する場合、開発区管委会の同意を経るとともに市人民政府の認可を得る。

### 第 3 章 投資と経営

第 12 条 開発区において企業事業プロジェクトを投資し設立する場合、開発区管委会に申請を提出し、審査認可の後、法に基づき土地使用、工商登記と税務登記等の手続きを行わなければならない。

第 13 条 開発区において企業を設立する場合、規定の期限に基づき資本と建設施工を投入しなければならない。資本或いは建設施工を期限通りに投入できない場合、事前に延期認可申請を行わなければならない。延期の認可を経していない場合、法に基づき土地使用証を取り消し、営業許可証を取り上げる。

第 14 条 開発区の企業は法に基づき経営政策決定、製品販売、機構設置、雇用、給与分配等の経営自主権を有する。

第 15 条 開発区の企業は完備した会計帳簿を設けなければならない。規定に基づき開発区の関係部門へ会計報告表と企業年度検査報告を提出し、財政、税務と工商行政管理部門の監督を受け入れなければならない。開発区の企業の年度会計報告表は、中国の登録会計士或いは監査士により検証し並びに証明を出さなければならない。

第 16 条 開発区の企業は国家と本市の環境保護と労働保護の規定に基づき、環境汚染の防止に有効な措置を適切に採用し、労働条件を改善し、労働者の安全で衛生的な条件下での労働を保証しなければならない。

第 17 条 開発区の雇用単位と労働者は法律、法規と本市の関係する規定に基づき社会保険に参加しなければならない。

第 18 条 開発区の企業が解散或いは破産する場合、法律法規の関係する規定に基づき手続

きする。

#### 第4章 優遇待遇

第19条 開発区の企業は以下に掲げる優遇待遇を別に受ける。

- (1) 外商投資企業は国家が規定する沿海開放都市経済技術開発区と本市の規定する外商投資企業に関する優遇待遇を受ける。
- (2) ハイテク企業は国家と本市が規定するハイテク発展を奨励する優遇待遇を受ける。
- (3) 国家と本市が開発区の企業へ与えるその他の優遇待遇

第20条 開発区の生産、経営と生活に必要な水、電気、ガス、熱エネルギーは本市の計画に入れられ、提供を保証する。

第21条 税関の認可を経て、解放区は保税倉庫、保税工場と保税生産データマーケットを設立できる。

第22条 開発区の新しく増加した財政収入は、1995年より五年以内は全て開発区へ返還し、開発区の建設に専門に用いる。

#### 第5章 附則

第23条 華僑と香港、マカオ、台湾の同胞が開発区で企業を投資し設立する場合、国家のその他の規定のほか、本条例が外商投資企業に与える優遇待遇を受ける。

第24条 市人民政府は開発区周辺に提携区を設立できる。

第25条 本条例の具体的使用中の問題は、市人民政府が解釈に責任を負う。

第26条 本条例は1995年6月1日より施行する。

## 《資料4》

### 中関村サイエンスパーク条例

(2000年12月8日北京市第11期人民代表大会常務委員会第23回会議にて採択)

#### 第1章 総則

- 第1条 中関村サイエンスパークの建設及び持続可能な発展を促進し、保障するために、本条例を制定する。
- 第2条 中関村サイエンスパークには、海淀パーク、豊台パーク、昌平パーク、電子城パーク、亦荘パーク及び市人民政府が國務院の回答に基づいて画定したその他の区域が含まれる。
- 第3条 本条例は、中関村サイエンスパークの組織及び個人に適用する。中関村サイエンスパーク外の組織及び個人が中関村サイエンスパークにおいて従事する本条例に関連する活動にも、本条例を適用する。
- 第4条 中関村サイエンスパークは、科学技術・教育による国の振興戦略推進と市場経済発展の総合的改革の実験区であり、国の科学技術イノベーション成果の実証、科学技術成果のインキュベーションと波及、ハイテクの産業化及びイノベーションに係わる人材養成の基地である。
- 第5条 中関村サイエンスパークの建設及び発展は海淀パークを中心とし、科学技術イノベーションを基礎とし、中関村地区に集まる知的資源を市場に導かれる技術成果に転化させ、創業のインキュベーションと規模化した生産・経営を通じて、全市及び全国に波及させ、ハイテクの産業化を促進するものとする。
- 第6条 中関村サイエンスパークは、ハイテク産業及びその他の知識集約型産業を重点的に発展させる。
- 第7条 中関村サイエンスパークの組織及び個人は、法律、法規及び規則を遵守しなければならない。組織及び個人が中関村サイエンスパークにおいて投資した資産、収益等の財産権及びその他の合法的権益は、法律による保護を受け、いかなる組織又は個人も不法にこれを占有し、又はその他の侵害行為を行ってはならない。組織及び個人は、中関村サイエンスパークにおいて、法律、法規及び規則が明文により禁止していない活動に従事することができる。ただし、公共の利益を損ない、社会、経済秩序を乱し、社会道徳に反する行為を除く。
- 第8条 本市の各級人民政府及びその所属部門は、公開、公正、公平の原則に基づき、組織及び個人が中関村サイエンスパークにおいて従事するイノベーション、創業活動のためにサービスを提供し、イノベーション、創業に資する良好な環境を建設するものとする。

## 第2章 市場主体及び競争秩序

第9条 いかなる組織及び個人も、法に基づき中関村サイエンスパークにおいて投資し、企業を設立し又は機構を設立することができる。中関村サイエンスパークにおいて企業を設立する場合において、設立の条件を具備しているものについては、工商行政管理機関が登記を直接認可しなければならない。法に基づき事前に審査認可を必要とする事項については、市人民政府がこれを公布する。中関村サイエンスパークにおいて企業を設立し、工商登記を行う場合には、法律、法規の規定により経営を制限している項目を除き、工商行政管理機関は、経営範囲について具体的な審査を行わない。

第10条 組織及び個人が中関村サイエンスパークにおいて、パークの重点的發展分野に符合するハイテク企業及び研究開発機構を設立することを奨励する。法に基づき認定された中関村サイエンスパークのハイテク企業は、国及び本市が定める各種の優遇政策を受けることができる。

第11条 ハイテク成果の評価による出資が企業の登録資本に占める割合は、出資当事者が協議して定めることができる。ただし、国有資産により出資する場合には、国の国有資産管理に関する規定により処理しなければならない。

第12条 中関村サイエンスパークの企業及びその他の市場主体は、株式オプション、利益分配、年俸制及び技術、管理並びにその他の知的要素により、収益分配に参加する制度を実施することができる。認可された上場企業は、株券オプションを実施することができる。

第13条 企業、大学、科学研究機構が技術イノベーションに従事する企業及び機構を共同で設立し、又は技術イノベーション・プロジェクトの研究開発活動に共同に従事することを奨励する。政府は、産学研が結びついた技術イノベーション活動に対し、資金援助を与えることができる。大学、科学研究機構の教師、科学研究者及び学生の科学研究課題と企業の技術イノベーションを結びつけることを奨励する。関係企業が在校生に研究、実習に必要な条件を提供することを奨励する。大学、科学研究機構が、企業のために技術者及び管理者の研修を行うことを奨励する。

第14条 中関村サイエンスパークの大学、科学研究機構が所有する科学技術の成果が、完成後1年を超えても転化されない場合には、職務成果権の所属を変更しないという前提で、科学技術成果の完成者及び参加者は、自ら転化を実施することができ、かつ所属単位との協議に基づいて、約定した権益を享有することができる。職務成果の完成者が自ら企業を創設して当該成果を転化させた場合には、所属単位は、法に基づき当該企業内に有する持ち分又は出資比率を約定し、又は法に基づき技術移転の方式により技術移転収入を取得することができる。

第15条 大学、科学研究機構の教師及び科学研究者は、ポストを離れ又は兼職して、中関村サイエンスパークにおいてイノベーション、創業することができる。ポストを離れて創業する場合には、所属単位と本人が契約により約定した後に、約定期間内は元

の単位の人事関係を保留することができ、かつ元の単位に戻り、改めて競争によりポストにつくことができる。大学、科学研究機構の学生は、中関村サイエンスパークにおいてハイテク企業を設立し、又は企業において技術開発及び科学技術成果の転化に従事することができる。学籍を保留することが必要な場合には、所属単位の同意を得て、一定期間の学籍を保留することができる。学籍保留の期間については、所属する学校又は科学研究機構と学生が契約により約定する。

第 16 条 中関村サイエンスパークは、社会仲介サービス体系を確立、完備し、企業及びその他の市場主体のイノベーション、創業活動に仲介サービスを提供するものとする。国内外の業務資格を有する仲介サービス機構及び業者は、法に基づき中関村サイエンスパークにおいて業務を展開することができる。業務資格条件に合致する国内外の組織及び個人は、中関村サイエンスパークにおいて、法に基づき各種の仲介サービス機構を設立することができる。

第 17 条 仲介サービス機構及び執務者は、独立、客観、公正及び信義誠実の原則を遵守し、法律、法規及び行政規範に基づいて、仲介サービス活動を展開するものとする。仲介サービス機構及び執務者は、業界組織を通じて自主規律を実行し、かつ行政主管機関の監督、管理を受ける。

第 18 条 企業、大学、科学研究機構及びその他の社会組織及び個人が、中関村サイエンスパークにおいて、大学サイエンスパーク、創業パーク、創業サービスセンター及びその他の形式の総合インキュベーター又は各種の専門的なインキュベーターを設立し、インキュベーション段階にある企業に創業サービスを提供することを奨励する。認定を受けたインキュベーターは、本市が規定する優遇政策を受けることができる。本条例におけるインキュベーターとは、創業初期段階にある小企業の成長を育成するために、創業者のリスクを軽減し、敷地、計測機器・設備、資金、情報等サービスを提供する専門機構をいう。

第 19 条 中関村サイエンスパークの企業及びその他の市場主体が、法に基づき同業者協会及び商会を設立することを奨励する。同業者協会及び商会は自主規律性、非営利性の社団法人である。同業者協会及び商会は、規則に基づき会員の権益を守り、会員に対してサービス、指導及び管理を行い、会員と政府との交流を促進するものとする。同業者協会及び商会の行為によって、正当な商業競争を排斥、制限してはならない。

第 20 条 中関村サイエンスパークの市場主体は、談合による価格決定、市場の区分け、生産量の制限及びその他の方法により、正当な商業競争を排斥又は制限してはならない。

第 21 条 中関村サイエンスパークの市場主体は、自らの優位を利用して、自らが設定した商業条件を他の市場主体に強要してはならない。中関村サイエンスパークの市場主体は、自らの市場の独占的地位又は施設の独占的地位を利用して、その他の市場主体の経営及び正当な商業競争を排斥又は制限してはならない。

第 22 条 中関村サイエンスパークの市場主体は、法に基づき約定せず、取引相手の再取引行為を制限してはならない。

第 23 条 政府及びその所属部門は、措置を講じて独占行為を阻止し、市場の公平な競争秩序を維持しなければならない。行政権力を濫用して正当な商業競争を制限してはならない。

### 第 3 章 促進及び保障

#### 第 1 節 ベンチャー投資

第 24 条 国内外の各種投資主体は、中関村サイエンスパークにおいて、ベンチャー投資業務を展開することができる。国内外の民間資本が中関村サイエンスパークにおいてベンチャー投資機構を設立することを奨励する。

第 25 条 ベンチャー投資機構は、有限パートナーシップ方式を取ることができる。有限パートナーシップのパートナーは、有限パートナーと一般パートナーから成る。投資者は有限パートナーであり、その出資額を限度として有限責任を負う。資金管理者は一般パートナーであり、無限責任を負う。有限パートナーシップのパートナーは、書面による契約を締結しなければならない。パートナーの出資比率、分配関係、経営管理権限及びその他の権利義務関係については、パートナーが契約の中で約定する。有限パートナーシップの所得税は、パートナーがそれぞれ納付する。自然人に属するパートナーは、その投資所得について個人所得税を納付する。法人に属するパートナーは、その投資所得について企業所得税を納付する。

第 26 条 ベンチャー投資機構の登録資本は、出資者の約定に基づき、分割して払い込むことができる。ベンチャー投資機構は、その資本の全額をもって投資することができる。

第 27 条 ベンチャー投資機構は、企業の買収合併、持ち分の買戻し、証券市場上場及びその他の方式により、そのベンチャー投資を回収することができる。

#### 第 2 節 資金援助

第 28 条 中小企業創業資金の確立を奨励し、関連資金の割当て、持ち分投資等の方式を採用して、中関村サイエンスパークの中小企業が技術イノベーションの創業活動に従事することを奨励する。

第 29 条 市人民政府は、中関村サイエンスパークのハイテク産業発展資金を設立し、国有資産経営会社を通じ、又は利息免除貸付方式を採用して、中関村サイエンスパークにおけるスケール生産のハイテク産業プロジェクトの発展を支援する。

第 30 条 企業及びその他の市場主体が、中関村サイエンスパークにおいて、法に基づき信用担保機構を設立し、中小企業に融資担保を主とする信用担保を提供することを奨励する。中関村サイエンスパークは、信用担保機構のリスク準備金制度及び財政有限

補償担保損失代償制度を確立する。

### 第3節 人材の導入

第31条 国内外の専門家が中関村サイエンスパークにおいて、長期又は短期に技術イノベーション、講義、学術交流活動及び各種協力活動に従事することを奨励する。関係単位は、専門家のために業務上、生活上の便宜を図るものとする。

第32条 中関村サイエンスパークの発展に必要な帰国留学生、他省・市の科学技術者及び管理者を導入する場合には、本市の関係規定に基づき、「ビジネス滞在証」又は常住戸籍の手続きをすることができ、入京指標による制限を受けないものとする。本市行政区域内の大学、科学研究機構の新卒者が中関村サイエンスパーク内のハイテク企業に採用された場合には、本市の常住戸籍の手続きを直接行うことができる。

第33条 本市行政区域内の大学、科学研究機構の新卒者が中関村サイエンスパーク内のハイテク企業に採用された場合は、元の所属学校、科学研究機構は、養成費用及びその他の費用を徴収してはならない。ただし、双方が別途約定する場合には、この限りでない。

第34条 本条例第32条第1項の規定に基づいて導入した人材については、その子女が義務教育を受ける場合には、居住地の教育行政部門が近辺で入学を手配し、いかなる部門又は学校も、国又は本市が規定した以外の費用を徴収してはならない。その他の教育を受ける場合には、本市の関連規定に基づいて処理する。中関村サイエンスパーク内の学校が二カ国語教育を実施することを奨励する。

第35条 中関村サイエンスパークで働く帰国留学生が既に外国籍を取得している場合には、2年間有効な外国人居留証及び1年期限の数次ビザを公安機関に申請することができる。中国を短期訪問し、期限どおりに出国することができない場合には、ビザの延長を申請することができる。時間が差し迫り、又はその他の原因により、国外で入国ビザの手続きをすることができない場合には、関係規定に基づいて港湾ビザを申請することができる。

第36条 国外で永住権を取得した帰国留学生は、中関村サイエンスパークのハイテク企業での勤務期間に取得した合法的収入について、法に基づき納税した後、すべて外貨に交換することができ、かつ規定に基づいて国外に持ち出し、又は国外に送金することができる。

第37条 中関村サイエンスパークで働く帰国留学生は、本市の規定に基づいて社会保険に参加することができ、その連続勤務年数を社会保険の納付年数とみなす。帰国留学生の出国前、国外滞在期間及び帰国後の勤務年数は、国の規定に基づいて連続して計算することができる場合には、連続して計算するものとする。中関村サイエンスパークの企業で働く元事業単位の職員は、本市の規定に基づいて社会保険に参加しなければならず、事業単位における連続勤務年数を社会保険の納付年数とみなす。

第 38 条 帰国留学生が中関村サイエンスパークにおいて、専門技術の職務を担当する場合には、雇用単位の指標による制限を受けないものとする。帰国留学生が国外で取得した専門業務資格は、その所在国と中華人民共和国との間に相互認定協議がある場合には、本市において相応の業務資格証書の手続きを行うことができる。

#### 第 4 節 知的財産権の保護

第 39 条 中関村サイエンスパークの組織及び個人の知的財産権は、法律の保護を受けるものとし、いかなる組織及び個人もこれを侵害してはならない。中関村サイエンスパークの企業、大学、科学研究機構及びその関係者が特許出願、商標登録、ソフトウェア著作権登録を行い、自主知的財産権を取得し、さらに自主知的財産権に対し保護措置を取ることを奨励する。

第 40 条 中関村サイエンスパークは、ネットワーク情報の知的財産権を保護する。ネットワーク情報経営者のネットワーク情報に対する知的財産権については、保護措置を取らなければならない。いかなる組織及び個人も、権利者の許可なく、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) ネットワークを利用し、他人が著作権を取得している著作物を広めて営利をはかる。
- (2) ネットワークを利用し、他人が著作権を取得している著作物を公開発表又は改編する。
- (3) ネットワークを利用して知的財産権を侵害するその他の行為。

第 41 条 中関村サイエンスパークにおいて著作権を侵害するソフトウェア及び電子出版物を生産、複製、販売することを禁止する。国家機関、企業及びその他の市場主体が著作権を侵害するソフトウェア及び電子出版物を使用することを禁止する。

第 42 条 中関村サイエンスパークの企業及びその他の市場主体の商業上の秘密は、法律による保護を受け、いかなる組織及び個人も、いかなる方法によっても他人の商業上の秘密を侵害してはならない。企業と従業員は、労働契約において秘密保持条項を約定し、又は単独で秘密保持契約を締結することができる。企業の従業員は、在職中又は離職後において、本企业又は元の所属企業に関する商業上の秘密に対し、法律の規定又は契約の約定に基づき、秘密保持義務を負う。

第 43 条 企業と従業員は、労働契約又は秘密保持契約において、競業制限条項を約定し、又は専用の競業制限契約を結ぶことができる。競業制限条項又は競業制限契約においては、競業を制限する範囲及び期間を明確にしなければならない。競業を制限する期間は、法律、法規に別途定める場合を除き、最長でも 3 年を超えてはならない。商業上の秘密が周知の範囲に入った後は、競業制限条項又は競業制限契約は自動的に失効する。

第 44 条 商業上の秘密を知り得る又は知り得る可能性のある従業員は、競業制限契約の約定を履行しなければならず、企業を離れて一定の期間内に、元の企業と競合する業

務を自ら又は他人のために行ってはならない。企業は競争制限契約の約定に基づいて、競争制限義務を負う元の従業員に対し、一定の補償金を年度ごとに支払わなければならない。補償金の額は、当該従業員の企業における最終年の年収の2分の1を下回ってはならない。

第45条 中関村サイエンスパークの大学、科学研究機構には、本条例第42条、第43条、第44条の規定を適用する。中関村サイエンスパークの企業、大学、科学研究機構における兼職者又は離職・退職者には、本条例第43条、第44条の規定を適用する。

## 第5節 計画及び環境建設

第46条 市人民政府は北京都市全体計画に従い、中関村サイエンスパークの発展ニーズ及び各パークの実情に基づいて、中関村サイエンスパークの建設及び発展を統一的に計画するものとする。

第47条 市・区人民政府は、中関村サイエンスパークの道路交通、街の景観、社会の治安並びにごみ、汚水、騒音及びその他の環境を害する要素に対して、措置を講じて整備しなければならない。中関村サイエンスパークの開発建設は、計画と建設の段階で環境アセスメントを実施しなければならない。中関村サイエンスパークにおいて、環境を汚染し、その他の持続可能な発展を妨げる企業及び機構を設立することを禁止する。

第48条 中関村サイエンスパークの土地の新規開発は、中関村サイエンスパーク建設の統一計画に従わなければならない。政府がその独占的な土地資源について、土地使用権を一般に払い下げる場合には、法に基づき入札又は競売の方式を取って実施しなければならない。

第49条 中関村サイエンスパークにおける市政インフラ、情報インフラ及びその他の公共施設への建設投資を奨励する。中関村サイエンスパークのインフラ及び公共施設の建設は、中関村サイエンスパークの全体計画に基づいて、法に基づき入札の方式を取って実施しなければならない。

第50条 中関村サイエンスパークの情報化建設は、本市の情報化建設の全体計画に合致し、科学技術イノベーション及びネットワーク経済のニーズに適応し、情報資源を合理的に開発、利用し、ケーブルテレビ・ネットワーク、通信ネットワーク、コンピューター・ネットワークの融合を実現し、高速・広帯域マルチメディア情報伝送ネットワークを建設しなければならない。中関村サイエンスパークのビジネス区及び新規に建設する居住区は、広帯域接続システムを設置しなければならない。新規に建設するビジネス用、オフィス用建物は、高速データ伝送及び情報サービスの高速、安全の要求を満たさなければならない。中関村サイエンスパークの情報化建設は、情報化基準及び情報化指標体系を確立、推進し、情報の安全を守らなければならない。

## 第6節 その他の規定

第51条 中関村サイエンスパークにおいて、人材、技術及びその他の生産要素の市場を設立し、人材、技術、資本及びその他の生産要素の秩序ある流動を促すことを奨励する。中関村サイエンスパークの技術交易所及び企業財産権交易所は、会員制を実施することができる。会員制を実施する技術交易所及び企業財産権交易所は、自主規律により管理し、法律、法規及び各自の規則に基づいて、職責を履行するものとする。

第52条 中関村サイエンスパークは、信用サービス体系を確立し、企業及びその他の市場主体が経済活動に従事するために、信用サービスを提供する。

第53条 中関村サイエンスパークに関する統計行政主管部門の統計指標体系及び方法は、中関村サイエンスパークの特徴に適合し、国際慣例に合致しなければならない。

第54条 中関村サイエンスパークの大学、科学研究機構の実験室が開放の条件を備えている場合には、一般に開放しなければならない。実験室を開放する単位は、適正な範囲で費用を徴収することができる。

## 第4章 国際経済技術協力

第55条 中関村サイエンスパークの企業及び科学技術機構が国外において投資、融資を行い、多国籍経営及び研究開発活動を行い、国際経済、技術、人材の交流と協力を行うことを奨励する。国外の組織及び個人が、中関村サイエンスパークにおいて、投資してハイテク企業、研究開発機構又は地区本部を設立することを奨励する。設立する企業、研究開発機構、地区本部は、審査・認可、登記、貸付、税関手続き、従業員の出入国、土地の使用、ユーティリティ施設、保税工場・倉庫の設立及び税金の面で、国及び本市が定める優遇を受けることができる。

第56条 国外の経済組織又は個人は、中関村サイエンスパークにおいて、国内の組織又は個人と合併、合作のハイテク企業を設立することができる。中関村サイエンスパークに合併、合作企業を設立する国外の経済組織又は個人は、あらかじめ企業名称の認可を受け、登記した後、外貨管理機関の許可を得て、外貨指定銀行で外貨口座を開設することができる。国外の会社は、中関村サイエンスパークにおいて分支機構を設立することができる。

第57条 輸出入経営の条件を備えている中関村サイエンスパークのハイテク企業、その他の生産企業及び科学研究機構は、法に基づき対外貿易行政部門で登録し、報告した後、自営輸出入活動に従事することができる。

第58条 中関村サイエンスパークのハイテク企業の従業員が、公務により出国し、又は外国の経済・貿易・科学技術関係者を中国に招聘する場合には、授權された中関村サイエンスパークの管理機構が審査、承認することができる。公務のため、臨時に出国する場合には、1年以内に1回の承認により数次出入国できる制度を実施する。

第59条 国外の経済、科学技術、教育、文化機構は、中華人民共和国の法律、法規に基

づいて、中関村サイエンスパークにおいて建物を建設、賃借、購入し、又は土地を賃借することができる。

## 第5章 政府の行為規範

第60条 行政機関及びその職員は、法に基づき行政を行い、行政行為が合法的な職権及び法に定める手順に合致し、中関村サイエンスパークの市場主体の合法的權益を守らなければならない。行政機関は、法執行責任制と過失追求制を実施する。

第61条 市・区人民政府及びその関係部門は、中関村サイエンスパークに関する行政情報及びサービス情報を公開しなければならない。本市が制定した中関村サイエンスパークに関する事項の規則及びその他の行政規范文書については、制定機関が発効前に公布又は発表し、かつ速やかに公報、官報、マスメディア、政府のサイトに掲載しなければならない。

第62条 本市は、中関村サイエンスパークの重大な政策決定に関する公聴制度を実施する。中関村サイエンスパークの改革、建設及び発展に関する重大な政策決定事項が、中関村サイエンスパークの市場主体の利益に係わる場合には、政策決定機関は公聴会を開催しなければならない。本市が制定した規則及びその他の規范文書が、中関村サイエンスパークの市場主体の行政審査・認可、証明書発行、費用徴収、行政処罰、強制措置等の事項に係わる場合には、制定機関は公聴会を開催しなければならない。

第63条 行政認可・審査を実施する政府部門は、審査・認可の段階を減らし、審査・認可手続きを簡素化し、各行政審査・認可の条件、基準、手続き及び期限を公開しなければならない。市人民政府は、中関村サイエンスパークの発展に不利な行政審査・認可事項について、法に基づき取消しを行い、かつ一般に公表しなければならない。

第64条 政府関係部門が中関村サイエンスパークの企業及びその他の市場主体について、行政の法執行検査を行う場合には、執行職員は、当該機関の責任者が署名した検査通知書を提示しなければならない。検査通知書の内容は、検査の根拠、検査時期、検査事項、検査を実施する職員及びその責任者を含むものとする。行政の法執行検査は、被検査者の正常な生産経営秩序を妨害してはならない。政府関係部門は、中関村サイエンスパークの企業及びその他の市場主体に対して、信用による検査免除を実施することができる。

第65条 中関村サイエンスパークの行政性、事業性費用徴収の項目、範囲、基準及び手続きは、法律、法規の規定に合致し、かつ公開しなければならない。法律、法規の規定に違反する行政性、事業性費用徴収に対して、費用を徴収される単位及び人員は、納付を拒否する権利を有する。

第66条 市・区の人民政府が、公共の利益の必要のために、中関村サイエンスパークの企業及びその他の市場主体が使用する場所を取り壊す場合には、あらかじめ通知し、かつ相応の補償を行わなければならない。

第 67 条 中関村サイエンスパークの企業及びその他の市場主体は、その合法的權益が行政行為による侵害を受けたと認める場合には、中関村サイエンスパークの管理機構に訴えることができる。中関村サイエンスパークの管理機構は、職権の範囲内の訴え事項について、訴えを受理した日から 10 業務日以内に処理しなければならない。その他の部門が処理すべき事項である場合には、速やかに関係部門に移送して処理させ、かつ訴えた者に書面により告知しなければならない。関係部門は、移送された訴えを受理した日から 10 業務日以内に処理し、かつ訴えた者及び移送した機関に書面により告知しなければならない。

## 第 6 章 管理体制

第 68 条 中関村サイエンスパークは、体制の刷新及び簡素化、高効率、レベルの減少の原則に基づき、先進的な生産力の発展の要求に合致し、市場経済のニーズに適応し、ハイテク企業及びその他の市場主体へのサービスに役立ち、中関村サイエンスパーク中心区の知識集約の優位性発揮に資する管理体制を確立するものとする。中関村サイエンスパークの管理体制は、市人民政府が確定し、調整する。

第 69 条 市・区人民政府及びその関係部門は、各自の職責に従って、中関村サイエンスパークの管理及びサービスをしっかりと行わなければならない。市・区人民政府及びその関係部門は、権限の委譲の原則に基づき、中関村サイエンスパークのハイテク企業及びその他の市場主体に関する行政審査・認可事項及びその他の経済管理事項について、サイエンスパークの管理機構に処理を任せるものとする。具体的な規則は、市人民政府が制定する。

## 第 7 章 法的責任

第 70 条 本条例に違反する行為について、法律、法規に既に定めのある場合には、その規定に基づいて責任を追及する。法律、法規に定めのない場合には、本章の以下の各条の相応の規定に基づいて、責任を追及する。

第 71 条 行政機関及びその職員が本条例第 23 条、第 60 条第 1 項、第 63 条第 1 項、第 64 条第 1 項、第 65 条の規定に違反した場合には、その行政行為は無効とし、かつ上級機関が是正を命じる。情状が重大な場合には、監察機関又は上級機関が直接の責任者及び主要責任者の行政責任を追及する。

第 72 条 行政機関及びその職員が、法に定める職責を履行せず、次の各号の一に該当する場合には、上級機関が是正を命じる。情状が重大な場合には、監察機関又は上級機関が直接の責任者及び主要責任者の行政責任を追及する。犯罪を構成する場合には、法に基づき刑事責任を追及する。

- (1) 企業及びその他の市場主体が本条例の規定に基づいて保護を受けるべき合法的權益が、行政機関及びその職員の不作為により侵害を受けた場合。

(2) 企業及びその他の市場主体が本条例の規定に基づいて享有すべき権利及び利益が、行政機関及びその職員の不作為により享有できない場合。

第73条 行政機関及びその職員が、本条例第61条、第62条、第66条、第67条第2項に規定する、法に定める職責を履行しない場合には、上級機関が是正を命じる。情状が重大な場合には、監察機関又は上級機関が直接の責任者及び主要責任者の行政責任を追及する。

第74条 市場主体及びその他の組織及び個人が、本条例第17条第1項、第20条、第21条、第22条、第33条、第34条第1項、第41条、第42条第1項、第47条第3項の規定に違反し、公共の利益又は経済秩序を脅かす場合には、関係行政機関が職責の分担に基づいて、警告、罰金、違法所得の没収、業務停止・整理命令の行政処罰を行う。行政機関が法に定める職責を履行せず、前項に定める違法行為について行政処罰を行わない場合には、上級機関が是正を命じる。情状が重大な場合には、監察機関又は上級機関は、直接の責任者及び主要責任者の行政責任を追及する。

第75条 市場主体及びその他の組織及び個人が次の各号の一に該当する場合には、民事責任を負わなければならない。

- (1) 本条例第17条第1項の規定に違反し、他人に虚偽の状況を提供し、又は重要な事実を隠蔽し、他人又は第三者の合法的權益を害した場合。
- (2) 本条例第20条、第21条、第22条の規定に違反し、正当な商業競争を制限し、他人に損害を与えた場合。
- (3) 本条例第40条、第41条、第42条第1項の規定に違反し、他人の知的財産権又は商業上の秘密を侵害した場合。
- (4) 本条例第42条第3項、第44条第1項の規定に違反し、商業上の秘密の保持及び競争制限義務を履行しない場合。
- (5) 本条例第44条第2項の規定に違反し、期限どおりに又は金額を充足して競争制限補償金を支払わない場合。
- (6) 他人のその他の合法的權益を侵害した場合。

第76条 企業及びその他の市場主体が、自己の合法的權益が行政機関及びその職員により侵害を受けたと認める場合には、法に基づき一級上の行政機関に行政不服審査を申請し、又は法に基づき人民法院に行政訴訟を提起することができる。

第77条 行政機関及びその職員が行政職権を違法に行使して企業及びその他の市場主体の合法的權益を侵害し、企業及びその他の市場主体に経済的損失を与えた場合には、法に基づき国家賠償責任を負う。

第78条 市場主体間の経済紛争については、当事者が契約の約定又は事後協議に基づいて、北京仲裁委員会又はその他の仲裁機構に仲裁を申請する。契約に仲裁条項を約定していない、又は事後に仲裁協議の整わない場合には、当事者は人民法院に民事訴訟を提起することができる。

## 第 8 章 附則

第 79 条 本条例を実施するために、規則又はその他の具体的な規定を制定する必要がある場合には、市人民政府又は関係主管部門は、速やかに制定しなければならない。

第 80 条 本条例は、2001 年 1 月 1 日から施行する。

## 《資料5》

### 大連保稅区管理条例

(1994年6月11日大連市人民代表大会常務委員会公告により公布)

#### 第1章 総則

第1条 大連保稅区に対する管理を強化し、對外開放を拡大し、かつ、經濟發展を促すため、国の法律、法規及び関連規定に基づき、この条例を制定する。

第2条 中華人民共和國國務院が設立を認可した大連保稅区(以下「保稅区」という。)は、稅關の監督管理の下で総合的に對外開放する国内の關稅外の特定經濟区域である。保稅区は、主として對外貿易、中繼貿易、国境通過貿易及び加工輸出サービス並びに貿易のために役立つ加工整理、包装、貯蔵保管、運送、金融、保險、商品展示販売及び商品小売り等の業務を發展させる。

第3条 中国国内外の企業その他の經濟組織及び個人は、認可を経て、いずれも保稅区内において企業及び代表機構を設立することができる(中国の法律又は法規に別段の定めのあるものは、これを除く。)

第4条 保稅区内の企業その他の經濟組織、代表機構及び個人は、必ず中国の法律、法規及びこの条例を遵守しなければならない。その適法な權益は、法律による保護を受ける。

#### 第2章 管理機構

第5条 保稅区に管理委員会(以下「保稅区管委會」という。)をおき、大連市人民政府の指導の下で、保稅区の行政事務に対して統一管理を実施させる。主要な職權は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 保稅区の建設發展企画を作成し、市人民政府の承認を得た後に、実施の組織化につき責任を負う。
- (2) 保稅区の關係する具体的管理規定を設定し、及び發布する。
- (3) 規定に従い保稅区内の投資プロジェクトを審査認可する。
- (4) 保稅区内の財政稅收、国有資産、工商行政、労働人事、企画建設、土地家屋資産、公用事業、環境保護及び治安消防等の行政事務を管理する。
- (5) 保稅区内の各種基礎公用施設の建設及び管理につき責任を負う。
- (6) 保稅区の中国側人員の短期業務出国及び国外での訓練のための派遣を審査許可し、国外の人員を招聘して保稅区において業務活動に従事させる。
- (7) 市人民政府が授けるその他の職權を行使する。

第6条 保稅区内に稅關及び保稅区管委會が必要であると認めるその他の行政管理機構をおき、法によりその職權を行使させる。

第7条 市人民政府の関係部門は、保税區管委會に属する職能機構に対する業務指導を強化し、保税區管委會による保税區に対する統一管理の実施を支持しなければならない。

### 第3章 企業管理

第8条 保税區に企業を設立する場合には、保税區管委會に申請を提出し、認可を経た後、それぞれ土地使用証書、營業許可証及び税の登記等の手続をしなければならない。設立につき認可を経た企業は、必ず所定の期限に従い、資本を払込み、工事に着工し建設をしなければならない。期限に従って資本を払込まず、又は着工して建設することができない場合には、延期を申請しなければならない。正当な理由なくして遅延した場合には、營業許可証及び土地使用証書を返納しなければならない。

第9条 保税區内の輸出加工企業の製品は、對外販売を主としなければならない。

第10条 中継貿易の貨物は、保税區内において1年を超えて貯蔵保管しないものとする。別段の理由により税関の承認を経て適当に延長することができる。ただし、延長期間は、1年を超えてはならない。期間を超えたのに搬出しない場合には、税関が関係規定に従い処理する。

第11条 保税區内の倉庫において貨物をクラスごとに分け、包装し、分割包装し、選択し、及び商標を付する等の商業的簡易加工をすること並びに部品を改造して組立て、又は商品展示することは、これを許可する。

第12条 保税區内においては、環境汚染プロジェクトの設立は、これを禁止する。

第13条 保税區内においては、企業は、当該企業の生産に係る製品及び供与に係る益務につき、自ら価額を定めることができる。

第14条 保税區内の企業は、必ず国の規定に従い財務・會計帳簿を確立し、かつ、規定に従い関係部門に対して會計・統計報告表を提出しなければならない。輸出入免税及び保税の貨物については、税関の承認する専門帳簿を確立しなければならない。

第15条 保税區内の企業は、自ら機構、人員編制、賃金制度及び賃金分配方式を確定することができる。企業が従業員を募集する際には、場所による制限を受けず、従業員については、一律に労働契約制度を実行する。保税區内の企業は、大連市の関係規定に従い当該企業の従業員のため、養老、労災、医療、失業及び生育等の各種保険手続をしなければならない。従業員は、在職期間において中国政府の定める各種福利待遇を享受する。

第16条 保税區内の企業は、経営期間が満了し、又は中途終了する場合には、原審査認可期間に申請し、認可を経た後に、税関手続を結了し、企業の税務、債務及び財産を清算整理し、清算報告を提出し、營業許可証を返納抹消した後に投資家の資産を譲渡することができ、外国投資家の資金は、外国為替管理の規定に従い国外送金することができる。

#### 第4章 貿易管理

第17条 保税区内の貿易企業は、国際貿易及び中継貿易に従事することができ、区内の企業及び行政機構のため、自家用物質及び生産手段の代理輸入並びに製品の輸出業務をすることができる。

第18条 保税区内の生産型企業は、対外的に加工業務を請け負うことができ、生産加工用の原材料、部品及び半製品を自ら輸入し、かつ、その製品を輸出することができる。

第19条 保税区内の企業は、税関の承認を経て、対外的に請け負った加工業務を国内の非保税区企業に委託して加工させることができ、加工された製品及び残余の原料及び部品は、税関の定める期間内に全部保税区内に搬入しなければならない。

第20条 国が輸出割当て及び輸出許可証管理を実行している貨物は、国内の非保税区から保税区内に搬入する際には、国の規定に従い輸出割当て及び輸出許可証手続をしなければならない。

第21条 国が輸入許可証管理を実行している貨物については、国外から保税区内に搬入し、及び保税区内から国外に搬出する際には、輸出入許可証の受領を免除する。保税区内から非保税区内に搬出して使用する場合には、関係規定に従い税関に対して輸入許可証及び関係認可文書を検査のため提出しなければならない。

第22条 国が輸出許可証管理を実行している貨物については、国内の非保税区から保税区内に搬入して貯蔵保管した後に再輸出する場合には、税関に対して輸出許可証その他の関係証明証を検査のため提出しなければならない。

#### 第5章 金融管理

第23条 中国人民銀行及びその分支機構の認可を経て、国内外の金融機構は、保税区内において営業機構を設立し、金融及び保険業務を営むことができる。

第24条 保税区内の企業は、外貨現金口座を開設し、外貨を出納し、外貨立価額計算をし、及び決済する場合には、国の保税区内の外国為替管理に関する弁法に従い管理する。

#### 第6章 税収管理

第25条 国外から保税区内に搬入する貨物又は保税区内を中継して国外に輸出される貨物については、関税、増値税及び消費税の徴収を免除する。免税で保税区内に搬入される貨物を国内の非保税区内に搬出する場合には、輸入とみなし、規定に従い関税、増値税及び消費税を徴収する。

第26条 国内の非保税区から保税区内に搬入する貨物で検査により輸出条件に適合しているものは、国に別段の定めのある製品を除き、零税率を実行し増値税を徴収し、徴

収を免除し、又はすでに徴収された消費税を還付する。

第27条 保税区内の企業及び行政管理機構が次の各号に掲げる貨物又は部品を輸入する場合には、関税、増値税及び消費税の徴収を免除する。

(1) 保税区の基礎施設を建設するのに必要な輸入機器、設備その他の物質及び保税區建設に付帯する生活施設

(2) 保税区内の企業が輸入する自家用の建築材料、生産及び管理の設備、生産用燃料、合理的数量の生産用車両、事務用品並びに当該機器、設備及び車両に必要なメンテナンス部品

(3) 保税区内の行政機構が輸入する自家用の合理的数量の管理設備及び事務用品

第28条 保税区内の企業が生産する製品は、国に別段の定めのあるものを除き、次の各号の規定に従い税を免除し、又は徴収する。

(1) 製品を国外に搬出する際には、関税並びに生産段階の増値税及び消費税の徴収を免除する。

(2) 製品を保税区内で販売する場合には、生産段階の増値税及び消費税の徴収を免除する。

(3) 承認を経て製品を国内の非保税區に搬出する際には、規定に従い関税、増値税及び消費税を徴収しなければならない。

第29条 保税区内の企業は、保税區、經濟特別區、經濟技術開發區及び国、省又は市が保税區外のその他の区域の企業に与える関係税収優遇政策を享受する。

## 第7章 出入管理

第30条 貨物が保税區に出入りする際は、指定された出入り通路において税関の検査を受けなければならない。国の規定により輸出入が禁止されている貨物は、これを保税區に出入してはならない。

第31条 交通及び運送手段が保税區に出入する際には、保税區管委會の発行に係る長期又は臨時の通行証に基づき、指定された出入り口において出入りし、かつ、税関の検査を受けるものとする。保税區から大窯灣港までの保税貨物の運送は、税関の承認した専用車両を使用し、かつ、規定の路線に従い走行し、途中で無断で荷物を積み、又は降ろしてはならない。

第32条 保税區に出入りする人員は、必ず保税區管委會が発行し、又は承認する有効証明証に基づき、指定された出入口を出入りしなければならない。個人の携帯する物品は、税関の検査を受けなければならない。

## 第8章 附則

第33条 保税區を利用して密輸等の違法犯罪活動をすることは、これを禁止する。違反したものは、国の関係する法律又は法規に従い調査処分する。

第34条 華僑並びに香港、マカオ及び台湾地区の投資家が保税区内において企業又は代表機構を設立する場合、並びに保税区内の企業が香港、マカオ及び台湾地区との経済貿易活動を行う場合には、この条例を参照して執行する。

第35条 大連市人民政府は、この条例により単独で実施弁法を設定することができる。

第36条 この条例の適用における具体的問題は、大連市人民政府が解釈につき責任を負う。

第37条 この条例は、公布の日から施行する。

## 《資料6》

### 西部大開発における外資導入関連優遇措置（抄）

#### 6 投資ソフト環境の大幅な改善

第19条 外資導入に関する中央政府の一連の政策、法規を遵守して執行する。

外国企業投資の地域配置の改善に努め、外国企業による西部地域への投資を奨励する。  
外国企業投資プロジェクトの審査手順を合理化簡素化する。

重大プロジェクトまたは特別規定のあるプロジェクトを除いて、外国企業投資プロジェクトで自己資金及び商業銀行融資を利用して西部地域において国の奨励産業及び有力産業に投資するものについて、政府主管部門はプロジェクトのフィージビリティスタディーレポートの審査だけを行い、プロジェクト建議書、着工報告は政府主管部門の審査を要しないものとする。

外資系企業の契約書、定款の審査手順を徐々に簡素化する。

#### 7 税金優遇政策の実施

第21条 西部地域における国が奨励する内資企業と外資系企業に対して、2001年から2010年までの期間において、15%の税率で企業所得税を減額徴収する。

国の奨励内資企業とは「当面の国の重点奨励産業、製品及び技術目録(2000年修訂)」に定められた産業プロジェクトを主な経営業務とし、その主要経営業務収入が企業総収入の70%以上を占める企業を指す。

国の奨励外資系企業とは「外国企業投資産業指導目録」の中の奨励プロジェクト及び「中西部地区外国企業投資優位性産業目録」に定められた産業プロジェクトを主な経営業務とし、その主要経営業務収入が企業総収入の70%以上を占める企業を指す。

省級人民政府の許可を受けて、民族自治地方の内資企業は一定期間企業所得税の減額または免除を受けることができ、外資系企業は地方所得税の減額または免除を受けることができる。

中央の企業所得税減免の審査権限と手順は現行の関係規定に基づいて施行する。

第21条 西部地域の新規の交通、電力、水利、郵便、ラジオテレビ企業に対して、企業所得税減免の優遇政策を行う。

そのうち、内資企業は生産経営開始の日から起算して、1年目から2年目まで企業所得税を免除し、3年目から5年目までは企業所得税を半減する。

外資系企業で経営期間が10年以上のものについては、黒字年度から起算して、1年目から2年目まで企業所得税を免除し、3年目から5年目までは企業所得税を半減する。

本条にいう交通企業とは、新規投資の道路、鉄道、航空、港湾、埠頭運営及びパイプライン輸送に従事する企業を指す。

電力企業とは、新規投資の電力運営に従事する企業を指す。

水利企業とは、新規投資の河川湖沼総合管理、洪水水害防止、灌漑、水道供給、水資源保護、水力発電、水土保持、河川浚渫、河川及び海浜の堤防建設などの水利開発、水害防止に従事する企業を指す。

郵便企業とは、新規投資の郵便経営に従事する企業を指し、ラジオテレビ企業とは新規投資のラジオテレビ放送経営に従事する企業を指す。

別途規定がある場合を除き、上記各種企業の本業経営収入が企業総収入の 70%以上を占める必要がある。

第 22 条 生態環境の保護、耕地の森林草地への転換(生態林が 80%以上を占めなければならない)で生じる特産収入に対して、収入取得年度から 10 年以内において農業特産税を免除する。

第 24 条 西部地域の国道、省道建設用地は、鉄道、民間航空建設用地に準じて、耕地占用税を免除する。

耕地占用税免除の範囲は道路路線、道路路線両側の側溝が占用する耕地に限られ、道路沿線の貨物置場、道路保守班、検査所、工事チーム、洗車場などが占有する耕地は免税範囲に入れない。

国道、省道以外の道路建設用地について耕地占用税を免除するかどうかについては、省級人民政府がこれを決定する。

用途の変更によって免税範囲に属さなくなった上記免税用地については、用途変更の日から耕地占用税を追徴する。

第 25 条 西部地域の内資奨励産業、外資系奨励産業のプロジェクトが投資総額内で自己使用設備を輸入する場合、「国内投資プロジェクト免税不適用輸入商品目録(2000 年修訂)」と「外資系プロジェクト免税不適用輸入商品目録」に列記された商品を除き、関税と輸入増徴税を免除する。

「中西部地区外国企業投資優位性産業目録」に適合する外国企業投資プロジェクトが、投資総額内で自己使用設備を輸入する場合、関税と輸入増徴税を免除し、その審査手順は「輸入設備税収政策の調整に関する国務院通知」(国発[1997]37 号)の規定に基づいて実施する。

## 8 土地使用優遇政策の実施

第 26 条 計画的、段階的に傾斜耕地に対する森林草地への転換、植林植草に適する荒れ山荒地の造林植草を奨励し、退耕を行い、造林を行い、草を植え、経営を行うものが土地使用権と森林草地の所有権を有するという政策を実施する。

国有の荒れ山、荒地などの未利用地を法により単位及び個人に譲渡して造林、植草などの生態建設を行ったものについては、土地譲渡金を減免でき、土地使用権 50 年不変を実施する。

譲渡契約で約定した投資金額に達し、且つ生態建設条件に適合するものについては、土地所有権を法により譲渡、賃貸、抵当にすることができ、土地所有権期間満了後、期間継続を申請することができる。

農村集団所有の荒地、荒地などの未利用地を利用して造林、植草などの生態建設を行うものについては、請負、賃貸、競売などの方式によって土地所有権を取得することができ、土地所有権 50 年不変を実施する。

土地所有権は継承、譲渡(賃貸)、抵当にすることができる。

第 27 条 基本農地について厳格な保護を行い、耕地の占用と補償のバランスを実現する。傾斜耕地が比較的多い地域は、現地の食糧生産能力を保護するため、生態建設に影響しないという前提において、土地利用全体計画に基づいて、一部のすでに多年にわたり整地管理を行い、良好な水利及び水土保持設備を有する傾斜度が 15 度から 25 度までの耕地を基本農地として策定することができ、また一部の付帯設備が比較的良好な新規開発の耕地も基本農地として策定することができる。

関係規定に基づいて、基本農地の栽培業生産スタイルを調整し、経済作物を発展させることができるが、耕作条件を破壊してはならない。

土地整理プロジェクトは基本農地保護区内において優先的にアレンジして、保護区内の有効耕地面積を増やし、品質を向上させなければならない。国の西部地域に対する土地整理開墾資金の投入を増やす。

西部地域の各省(自治区、直轄市)が中央に上納する新たに増える建設用地の土地有償使用料は、原則として土地開墾整理プロジェクトの配分を通じて全額支払う。

未利用土地を草地、果樹園として開発する場合、政府の関係主管部門が耕地として調整できると認定したものについては、換算して耕地指標にあてることができ、耕地として保護と管理を行うことができる。

インフラ建設で耕地を占用するものについては、耕地の占用と補償のバランスを保証することを前提に、その耕地の開墾料は各省(自治区、直轄市)が定める基準の下限によって徴収する。

第 28 条 建設用地の審査効率を高め、審査プロセスを減らし、経済建設用地を迅速に提供し、保障する。

国务院の認可を必要とする建設用地は、用地認可審査段階で、政府主管部門が主に土地利用区画と計画に適合するかどうか、耕地の占用と補償のバランス及び接收用地補償と移転を確保できるかどうかを審査する。

審査提出書類は審査の内容に応じて簡素化することができる。

接收用地補償は「土地管理法」などの法律規定に適合しなければならず、各種の便乗費用徴収を防止し、同時に農民の利益を適切に保護する。

国有未利用地の使用は、土地補償料を免除する。

建設プロジェクト用地は法律に別途定める場合を除き、法により国有地の有償使用とし、

入札、競売などの方式による土地の供給を奨励する。

外国企業投資プロジェクト用地は、真に必要なものについて、認可を受けて国有地使用权評価額による出資参入、評価額出資の方式で国有地使用权を提供することができる。

## 9 鉱産資源優遇政策の実施

第 29 条 国土資源調査計画において、西部地域の調査評価プロジェクトを優先的に行い、事業経費を西部地域に傾斜する。

西部地域の重要鉱産資源集中地域、国の不足鉱産資源及び地下水資源の調査評価事業、及び地質調査の程度が低い地域、地質災害が深刻な地域の基礎地質事業を重点的に行う。

第 30 条 西部地域において国の出資による鉱山探査によって形成された探鉱権、採鉱権代価は、関係規定に基づいて、下記の条件の一に合致するものについては、許可を受けて一部または全部を国有鉱山企業または地方地質探査単位の国家資本に転ずることができる。

石油、天然ガス、炭層ガス、富鉄鉱、良質マンガン鉱、クロム鉄鉱、銅、ニッケル、金、銀、カリ岩塩、白金族金属、地下水などの鉱産資源の探査または採掘を行うもの、国が確定した貧困救済開発重点地域及び重点開発地域において鉱産資源の探査または採掘を行うもの、大中型鉱山企業が、資源の枯渇により代替資源の探査を行うもの、国有鉱山企業が許可を受けて株式制への改造または対外合併を行う際に、国有資本保有単位が探鉱権、採鉱権代価によって出資参入するもの、国有鉱山企業が自然災害などの不可抗力により、探鉱権、採鉱権代価の納付が困難なもの。

第 31 条 西部地域における鉱産資源の探査、採掘が下記の条件に合致するものについては、探鉱権使用料、採鉱権使用料の減額または免除を申請することができる。

石油、天然ガス、炭層ガス、ウラン、富鉄鉱、良質マンガン鉱、クロム鉄鉱、銅、カリ岩塩、白金族金属、地下水などの鉱産資源の探査、開発。

大中型鉱山企業が代替資源を探すために申請した探査、開発。

新技術、新方法を運用して総合利用水準を高める(低品位で、選別精錬が難しい鉱産資源の開発及び古い鉱山の廃石利用を含む)鉱産資源開発。

政府主管部門が認定したその他の状況。

探鉱権使用料は、探査初年度は免除し、2年目から3年目までは50%減額、4年目から7年目までは25%減額できるものとする。

採鉱権使用料は、鉱山基本建設期間及び鉱山生産開始初年度は免除し、鉱山生産開始2年目から3年目までは50%減額し、4年目から7年目までは25%減額でき、鉱山閉鎖当年は免除することができる。

第 32 条 探鉱権者が投資して探査を行い、採掘価値のある鉱産地を得た後、法により採鉱権を取得できる。

探査費用を繰延資産に計上し、採掘段階において償却することを認める。

第 34 条 鉱業権市場を積極的に育成し、探鉱権、採掘権の法による譲渡と移転を促進する。

鉱業権譲渡の範囲は、国の出資による探査並びに既に明らかになった鉱産地、法により  
接收された国有の鉱産地及びその他の鉱業権空白地を含む。

法による認可申請方式をとる以外に、入札、競売など他の方式で鉱業権の譲渡を行う  
ことができる。

探鉱権者、採鉱権者は売却、評価額出資、共同探査または採掘、株式市場上場などの  
方式で法により探鉱権、採鉱権を譲渡でき、関係規定に基づいて、探鉱権、採鉱権を賃  
貸、抵当にすることができる。

第 34 条 外国企業が非オイルガス鉱産資源の探査採掘に従事するものについては、国がす  
でに実施している関係優遇政策を受けるほか、探鉱権、採鉱権使用料の 1 年間免除、炭鉱  
権、採鉱権使用料の 2 年間半減を受けることができる。

外国企業が《外国企業投資産業指導目録》の奨励類非オイルガス鉱産資源採掘に従事  
するものについては、鉱産資源補償料の 5 年間免除の政策を受ける。

中外合弁方式において、中国側が探鉱権、採鉱権によって出資参加する場合、その探  
鉱権、採鉱権は規定に基づき法により評価確認を行い、合理的に価格評価を行い、中国  
側は関係する地質成果資料を提供しなければならない。

## 10 運営価格及び料金徴収メカニズムの調節

第 35 条 価格改革を深化させ、市場価格調節の比重をさらに高める。

西部地域の一部の鉄道運賃は政府の設定価格から政府の指導価格に改める。

省(自治区、直轄市)内の航空支線は変動価格政策を実施する。

全国城鎮従業員基本医療保険用薬範囲に入っている民族薬価格は、産地の省級政府主  
管部門の審査に委託する。

第 36 条 電力料金と水道料金を調整し、汚水処理、ゴミ処理料金徴収改革を推進する。

西部電力網の電力料金の矛盾を徐々に解消し、西部地域の各電力網送配電料金を単独で  
査定し、電力生産企業とユーザーとの直接買電契約を奨励し、ユーザーの電力料金負担  
を引き下げる。

東部と西部地域間の骨幹電力網接続ラインの送電費用を適宜引き下げ、"西電東送"を  
奨励する。

合理的開発と受け入れ能力を総合的に考慮することを前提として、西北部の水資源不  
足地域の水利工事給水料金を優先的に調整し、水利工事建設のコスト支出維持に合理的  
補償が得られるよう保証する。

西部地域の都市の建設済み汚水処理場でまだ汚水処理料金を徴収していないものにつ  
いては、国の関係規定に基づいて早急に汚水処理料金徴収を開始しなければならない。

すでに徴収を開始しているものについては、現地住民の受け入れ能力に基づいて、「黒  
字を確保し利益は薄く(保本微利)」の原則に基づいて徐々に料金基準を引き上げること  
ができる。

西部地域は現地の状況に応じてゴミ処理料金徴収政策を打ち出し、ゴミ処理料金徴収制度を推進することができる。

第 37 条 西部地域の新規建設鉄道及び鉄道支線に対して特別運賃を実施する。

国務院が確定した「新路線新料金」政策に基づいて、西部地域の新設鉄道に対して、元利返済・合理的経営コスト補償の原則に基づいて、新路線特別運賃を査定し、西部地域の新設鉄道が期日通り建設融資を返済し、正常な経営を維持するよう保証して、西部地域の鉄道建設を促進する。

西部地域の新設鉄道特別運賃と全線統一運賃との間の差額の補償方式を更に検討する。

西部地域の鉄道支線については特支線別運賃を実施する。

国務院主管部門が支線特別運賃の料金設定原則を制定し、具体的な料金水準は現地の省級人民政府の主管部門が確定する。

条件を備えた西部地域の支線については、政府指導料金または市場調節料金を実施し、鉄道輸送企業に一定の料金自主権を与える。

#### 11 外国企業の投資分野の拡大

第 38 条 外国企業が西部地域の農業、林業、水利、交通、エネルギー、公共サービス、環境保護などの基礎産業またはインフラ建設、鉱産、観光などの資源開発、技術研究開発センターの設立に投資する場合、外国企業投資奨励産業の各種優遇政策を受ける。

国は各地の経済発展の状況と条件の変化に基づいて、「中西部地区外国企業投資優位性産業目録」及び関連措置を適時補充、修訂し、西部地域の対外開放を拡大する。

第 39 条 西部地域のサービス貿易分野の対外開放を拡大する。外国企業による銀行、商業小売企業への投資の試行地点を西部地域の中心都市(直轄市、省都及び自治区の首府都市)に拡大する。

中外合弁貿易会社の試行地点を西部地域の中心都市に拡大し、且つ中外双方の資格条件を東部地域より適宜緩和する。

我国の WTO 加盟後は、法律及び関係協定の枠組み内で、西部地域の外資系銀行の人民元業務経営の要求を優先的に考慮する。

外資系保険会社が西部地域において経営機構設立を申請する場合は優先的に許可を与え、外国企業が西部地域において保険代理店及び合弁の保険代理店を設立する場合は優先的に考慮する。

西部地域で中外合弁旅行会社を設立する場合、資格審査とプロジェクト認可審査の面において適宜基準を緩和する。

我国が加入する WTO 交渉の承諾と関係規定に基づいて、外国の会計会社(事務所)が西部地域において中外合弁会計士事務所を設立する場合、当面設立条件のないものについて、西部地域において会員事務所(成員所)を設立することを認め、既設の中外合弁会計士事務所による西部地域における支店の設立を奨励する。

条件が整えば、西部地域において優先的に中外合弁弁護士事務所を設立することができる。

中外合弁合作の建築及び関連サービス、設計サービス企業の設立を認め、且つ外国企業の株式支配を認め、逐次建築及び関連サービス、設計サービス、エンジニアリングサービス、都市計画サービス分野における外資企業の設立を認める。

逐次中外合弁鉄道貨物輸送企業、中外合弁道路貨物輸送企業における外国企業の株式支配を認め、鉄道貨物輸送、道路貨物輸送分野における外資企業の設立を認める。

## 12 外資利用ルートの拡大

第 40 条 西部地域の外資系企業の国内外株式市場での上場、内資企業の経営権の譲渡、株主権の譲渡、合併再編などの方式による外国企業投資の誘致、中外合弁産業基金、ベンチャー投資基金方式による外国企業投資の誘致などに適用する管理方法を制定しなければならない。

第 41 条 国際金融機構及び外国政府の優遇借款を活用して、西部地域の教育、衛生、貧困救済、生態環境保護などの分野に用いる。

マルチ及び二国間の資金贈与を積極的に獲得し、西部地域のプロジェクトに優先的に配分する。

国際組織及び関係各国政府の対中国優遇借款及び無償援助の管理様式、申請手順及び重点分野を迅速に西部地域に紹介する。

西部地域の無償援助案件管理者の養成を助け、プロジェクト管理を改善し、プロジェクト管理の透明性を増し、西部地域が迅速に関係情報を得られるようにする。

西部の社会経済発展にとって長期的意義のある環境保護、農業開発、基礎教育、衛生、水利などの分野のプロジェクトを優先的に支援する。

## 13 外資利用の関連条件の緩和

第 42 条 外国企業が投資した西部地域のインフラ及び有力産業プロジェクトに対して、業界の状況によって外国企業投資の持株比率制限を適宜緩和する。

外国企業が投資した西部地域の商業プロジェクトについては、経営期間を 40 年まで延ばし、東部地域より 10 年延長する。

登録資本は 3000 万元まで緩和し、東部地域より 2000 万元引き下げる。

在中国外資企業及び中外合弁合作企業による西部地域への投資は、投資される企業の登録資本における外資の比率が 25%を下回らないものについては、外資系企業待遇を受けるものとする。

第 43 条 外国企業が投資した西部地域のインフラ及び有力産業プロジェクトに対して、国内銀行が提供する固定資産投資人民元融資の割合を適宜緩和し、中外合弁合作プロジェクトは一般的に中国側出資比率の 120%まで緩和し、外国企業独資プロジェクトは外国側

登録資本の100%まで拡大する。

「外国企業投資産業指導目録」の奨励産業及び「中西部地区外国企業投資優位性産業目録」に属するプロジェクトに対して、信用の厚い外国企業がその借り入れ資金をプロジェクトに必要な国産設備材料の購入及び国内工事請負費用の支払いに用いる場合、国内銀行が提供した固定資産投資人民元融資は上記の比率制限を受けず、銀行が独自に評価し、自主的に決定できる。

外国企業投資プロジェクトによる人民元を含むプロジェクトローンを認める。

第44条 西部地域における外国の優遇借款を利用するいくつかのプロジェクトに対して、プロジェクト投資総額における外国優遇借款利用の割合を適宜引き上げることを認める。

西部地域のインフラ建設、生態環境建設、貧困救済開発などの分野のプロジェクトに対して、プロジェクトの融資返済能力に基づいて、通常は投資総額に占める外国優遇借款の割合が50%を越えないよう要求されるものから、最高で70%まで引き上げるが、設備買付け条件に制限があるものまたは融資機関により融資比率に別途規定のあるものは除外する。

外国優遇借款利用計画と国の西部地域の投資計画との連携を強化し、西部開発の重点外資プロジェクトに対して、国が資金面で支援を与える。

#### 14 対外経済貿易の大幅な発展

第45条 西部地域企業の対外貿易経営権及び経済技術協力経営権の基準を更に緩和する。西部地域生産企業の自営輸出入経営権申請の基準を引き下げ、登録資本は300万元から200万元に調整し、科学技術研究機関、ハイテク企業及び機電製品生産企業の登録資本は200万元から100万元に調整する。

私営生産企業の自営輸出入経営権申請の基準は、国有、集団生産企業の条件、基準及び方法に基づいて取り扱う。

西部地域における外国貿易企業の対外労務経営権申請の基準は、前年度の輸出入総額が5000万ドルまで、または輸出額が3000万ドルまでに調整する。

貿易窓口会社を設立していない地(市)では、当該地(市)が国有窓口会社を設立し、または国有貿易会社を指定して対外労務合作経営資格を申請できるものとする。

第46条 西部地域における有力商品の輸出を奨励する。

有機農産品生産サービスシステムと品質認証システムを確立し、有機農業科学研究成果の商品化を加速し、いくつかの法定疫病のない地区と畜産品輸出モデル基地を建設し、有機農産品、畜産品の輸出を拡大する。

国の産業政策に合致することを前提に、西部地域の輸出商品に対して主産地の省(自治区、直轄市)の主経営生産企業の輸出割当比率を逐次引き上げ、西部地域の有力初級鉱産物製品と農業副産物製品の加工、高付加価値の方向への発展を奨励する。

第47条 西部地域企業による外国での工事請負と労務合作の開拓を奨励する。

西部地域の實力のある大型専門エンジニアリング企業に対して、外国での工事請負と労務合作事業経営資格、プロジェクト請負、情報取得、融資などの申請の面において積極的に支援する。

プロジェクト請負、労務者募集などの面において、中央の大型企業と西部地域の企業との合作を推進し、国際市場の開拓を推進する。

国内外の大型企業と西部地域の企業の連合を進め、西部地域の外資を利用したインフラ建設プロジェクトの共同請負を推進する。

第 48 条 西部地域企業による国外、特に周辺国や地域への工場設立投資を奨励する。

西部地域企業による周辺国や地域における国外加工貿易企業の設立、または外国の援助による合併合作プロジェクトの請負については、同等の条件において優先的に取り扱う。条件を満たした西部地域企業が中央対外貿易発展基金を申請し、国外加工貿易企業を設立するものについては、優先的に考慮する。

第 49 条 西部地域の経済発展に緊急に必要な技術設備に対して、輸入管理において適宜配慮を与える。

少数民族地域の生産に緊急に必要な自己使用製品については、輸入制限を適宜緩和する。

西部地域の輸入割当製品については、具体的な状況を見ながらその数量において適宜傾斜配分する。

第 50 条 国際ルールに基づいて、辺境地域の辺境貿易優遇政策を引き続き実施し、輸出税還付、輸出入商品経営範囲、輸出入商品割当、許可証管理、人員の往来などの面において、手続きを簡素化し、制限を緩和する。

辺境貿易企業の辺境貿易経営権に対しては、国务院主管部門の関係規定に基づいて、省級人民政府主管部門が登記、管理及び登録を行う。

辺境地域の対外貿易企業による隣国の辺境地域における工事の請負と労務合作に対して、そのプロジェクト契約は辺境の省級人民政府主管部門が自ら審査認可を行う。

辺境貿易企業が当地域原産の、且つ輸出割当許可証管理に属する商品を輸出する場合、国が統一入札を行う商品、総量規制が実施される重要工業製品、自主割当管理が実施される商品、割当額有償使用管理の商品、重点管理の辺境貿易輸出商品、軍民両用化学品、簡単に製造できる有毒化学品、オゾン層を破壊する物質を除き、輸出許可証の取得を免除する。

辺境貿易企業が当地域原産の、且つ割当額有償使用管理が実施される商品を輸出する場合、経営資格を適宜緩和し、割当額有償使用料を減免する。

辺境地域における国の重点管理に属する辺境貿易輸出商品に対して、国务院の主管部門が特別に一定数量の輸出割当を許可し、且つ辺境貿易企業が隣国の辺境地域との経済技術協力に必要な持ち出し設備材料と労務者の自己使用生活物資の割当をできるだけ満たすようにする。

国の統一規定により行政機関が法律に基づく費用を徴収することを除き、税関におけるその他の行政費用の徴収を撤廃し、辺境貿易企業の経営負担を軽減する。

出所：「西部大開発の若干の政策措置に関する実施意見 70 カ条」( 国务院弁公庁発表 2001 年 8 月 ) から抜粋

資料 7》

沿海開放都市及び経済特区所在都市における社会経済指標 (2001年)

指標	沿海開放都市の合計 (県を含まない)	特区所在都市の合計 (県を含まない)	全国の合計
<b>面積</b> (万平方キ口)	3.1	0.5	960.0
<b>人口と就業</b> (万人)			
年末人口数	4,131.2	461.9	127,627.0
就業者数	1,401.3	195.3	49,873.0
職員数	928.5	192.0	12,358.0
第一産業	73.4	2.4	36,513.0
第二産業	631.1	111.7	16,284.0
第三産業	696.8	80.8	20,228.0
<b>国内総生産</b> (億元)	13,374.0	3,110.9	95,933.0
第一産業	370.2	61.6	14,610.0
第二産業	6,292.6	1,656.7	49,069.0
第三産業	6,722.8	1,392.6	32,254.0
<b>固定資産投資</b> (億元)	4,732.0	997.6	37,213.5
<b>年電力消費量</b> (億 kw / h)	1,476.6	316.5	13,471.4
<b>工業企業の主な指標</b> (億元)			
工業企業数	24,660.0	3,992.0	171,256.0
国内投資企業	16,109.0	1,118.0	139,833.0
工業総生産	17,150.8	4,738.1	95,449.0
国内投資企業	8,702.9	1,050.7	68,228.1
売上収入	17,174.9	4,596.3	93,733.3
利潤・税金の総額	1,901.8	431.9	1,553.8
資産総額	22,756.2	4,308.3	135,402.5

資料 8)

省都及び計画単列都市における主な経済指標 (2001年)

(市が管轄する県を含む)

都市名	総人口数 (年度末まで) (万人)	国内総生産 (当時価格) (万元)	工業総生産 (万元)	地方財政 予算外収入 (万元)	固定資産 投資総額 (万元)	住民の貯蓄残高 (年度末まで) (万元)
北京	1,122.30	28,456,500	29,088,152	4,541,676	14,170,733	35,363,232
天津	913.98	18,401,000	29,404,045	1,636,350	6,226,043	12,849,537
石家荘	895.94	10,854,284	8,608,672	443,554	2,581,724	8,219,285
太原	315.31	3,863,400	3,321,319	241,578	1,227,084	4,701,900
フフホト	211.83	2,111,188	1,245,826	142,098	973,925	1,727,870
沈陽	689.34	12,364,727	7,571,867	808,178	2,835,581	10,581,102
大連	554.61	12,356,400	11,039,275	951,615	2,530,586	8,389,826
長春	705.73	10,030,125	9,535,921	362,628	1,992,565	6,080,769
ハルビン	941.10	11,201,156	5,276,195	653,902	3,117,781	8,313,630
上海	1,327.14	49,508,400	70,035,721	6,202,400	19,947,306	30,018,900
南京	553.04	11,503,034	17,735,601	1,126,419	3,914,247	7,161,285
杭州	629.14	15,680,138	19,195,133	1,042,789	4,617,873	9,418,400
寧波	543.35	13,126,854	16,296,574	991,092	3,205,235	6,994,639
合肥	442.16	3,634,412	3,553,352	276,886	1,243,629	2,256,445
福州	594.14	10,742,289	7,874,438	685,595	2,077,632	5,590,916
アモイ	134.36	5,583,268	8,032,877	653,090	1,842,512	2,622,327
南昌	440.16	4,856,173	2,851,619	214,131	689,508	3,239,300
済南	569.00	10,662,000	7,867,011	596,000	2,578,558	5,346,413
青島	710.50	13,160,846	16,717,464	942,893	2,934,728	6,187,409
鄭州	638.91	8,281,974	6,400,503	519,809	1,787,947	6,927,806
武漢	758.23	13,478,027	10,208,352	861,586	4,855,027	8,019,988
長沙	587.05	7,280,774	3,700,281	460,183	2,798,029	4,440,700
広州	712.60	26,857,574	28,291,517	2,461,941	9,782,093	26,004,346
深圳	132.04	19,541,700	30,796,298	2,656,532	6,466,933	13,733,900
南寧	294.56	3,247,856	1,337,751	243,005	10,117,304	2,748,910
海口	60.20	1,456,452	1,001,338	163,632	721,010	1,801,381
重慶	3,097.91	17,497,700	10,728,325	1,264,100	6,566,759	13,171,700
成都	1,019.90	14,920,370	7,076,999	776,481	5,307,000	9,954,500
貴陽	335.81	3,027,470	2,588,494	279,687	1,467,685	2,401,281
昆明	487.52	6,730,627	4,110,030	598,425	2,639,050	5,426,176
西安	694.84	7,338,500	4,826,105	559,695	2,569,496	8,008,631
蘭州	296.51	3,487,465	3,965,228	196,111	1,724,216	3,435,122
西寧	200.20	1,044,875	846,394	77,855	692,708	1,234,369
銀川	103.91	1,048,208	871,815	115,774	529,589	1,119,522
ウルムチ	169.03	3,150,000	2,517,889	314,820	140,570	291,967

注：工業総生産の統計範囲は年度売上高が500万元未満の非国有企業を除く

## 参考資料一覧

### 1 書籍類

書籍名	著者等	発行元	発行年
中国統計年鑑 2002	中華人民共和国国家統計局	中国統計出版社	2002
中国経済特区・開発区年鑑 2002	彭森	中国財政経済出版社	2002
中国都市年鑑 2002	中国都市発展研究会	中国都市年鑑社	2002
中国開発区研究	鮑克	人民出版社	2002
政府機能転換期における区域 经济管理モデル	李青 他	经济管理出版社	2001
経済開発区の産業企画・管理	費洪平、戴公興	科学出版社	2000
突破 中国特区啓示録	董浜、高小林	武漢出版社	
中国投資・会社設立ガイドブッ ク	パワートレーディング	明日香出版社	2002
中国投資マーケティング戦略 マップ	孫光	明日香出版社	2002
中国情報ハンドブック「2001 年版」	三菱総合研究所	蒼蒼社	2001
「図説」中国経済入門	友行啓子	蒼蒼社	1998
対中投資のすべてがわかる事 典	馬成三、梶田幸雄	日本実業出版社	1996

### 2 研究論文等

題名	著者	発表年
WTO加盟後の中国経済2002	在中国日本商工会議所調査委員会	2002

### 3 インターネット

ホームページ名	アドレス
中国開発網	<a href="http://www.cadz.org.cn">http://www.cadz.org.cn</a>
中国高新技术産業開発区	<a href="http://gxq.chinatorch.gov.cn/index.asp">http://gxq.chinatorch.gov.cn/index.asp</a>
北京経済技術開発区	<a href="http://www.bda.gov.cn/index.jsp">http://www.bda.gov.cn/index.jsp</a>
中関村科技園区	<a href="http://www.zgc.gov.cn/cms/template/index.html">http://www.zgc.gov.cn/cms/template/index.html</a>
大連保税区・大連輸出加工区	<a href="http://www.dlftz.gov.cn">http://www.dlftz.gov.cn</a>
(財)しまね国際センター	<a href="http://www.joho-shimane.or.jp/cc/sic/jilin/index.html">http://www.joho-shimane.or.jp/cc/sic/jilin/index.html</a>

### 執筆者

(財)自治体国際化協会北京事務所 所長補佐 前田洋一  
同 所長補佐 三浦一成